

1. 令和6年第1回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和6年2月20日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 令和6年度施政方針について
- 日程4 議案第1号 専決処分した事件の承認について（令和5年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））
- 日程5 議案第2号 専決処分した事件の承認について（令和5年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第1号））
- 日程6 議案第3号 郡上市教育委員会委員の任命同意について
- 日程7 議案第4号 郡上市監査委員の選任同意について
- 日程8 議案第5号 郡上市公平委員会委員の選任同意について
- 日程9 議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程10 議案第7号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第8号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第9号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第10号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第11号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第12号 郡上市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第13号 郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第14号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第15号 郡上市景観条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第16号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第17号 郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第18号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程22 議案第19号 郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程23 議案第20号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第21号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程25 議案第22号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程26 議案第23号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程27 議案第24号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程28 議案第25号 郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程29 議案第26号 郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程30 議案第27号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程31 議案第28号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程32 議案第29号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について
- 日程33 議案第30号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程34 議案第31号 令和5年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程35 議案第32号 令和5年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程36 議案第33号 令和5年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程37 議案第34号 令和5年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程38 議案第35号 令和5年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程39 議案第36号 令和5年度郡上市工業団地事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程40 議案第37号 令和5年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程41 議案第38号 令和6年度郡上市一般会計予算について
- 日程42 議案第39号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程43 議案第40号 令和6年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程44 議案第41号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程45 議案第42号 令和6年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程46 議案第43号 令和6年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について

- 日程47 議案第44号 令和6年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程48 議案第45号 令和6年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程49 議案第46号 令和6年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程50 議案第47号 令和6年度郡上市財産区特別会計予算について
- 日程51 議案第48号 令和6年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程52 議案第49号 令和6年度郡上市下水道事業会計予算について
- 日程53 議案第50号 令和6年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程54 議案第51号 郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程55 議案第52号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程56 議案第53号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）
- 日程57 議案第54号 財産の無償譲渡について（高鷲畜産基地）
- 日程58 議案第55号 財産の無償譲渡について（郡上市営水沢上牧場）
- 日程59 議案第56号 債権の放棄について
- 日程60 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程61 議報告第1号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程62 議報告第2号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）
- 日程63 議報告第3号 諸般の報告について（定期監査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1 番	本 田 教 治	2 番	長 岡 文 男
3 番	田 代 まさよ	4 番	田 中 義 久
5 番	蓑 島 もとみ	6 番	三 島 一 貴
7 番	森 藤 文 男	8 番	原 喜与美
9 番	野 田 勝 彦	10 番	山 川 直 保
11 番	田 中 やすひさ	12 番	森 喜 人
13 番	田 代 はつ江	14 番	兼 山 悌 孝
15 番	尾 村 忠 雄	16 番	渡 辺 友 三
17 番	清 水 敏 夫	18 番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市 長 公 室 長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市 長 公 室 付 部 長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農 林 水 産 部 長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小 酒 井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	郡 上 偕 楽 園 長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡 上 市 民 病 院 事 務 局 長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代 表 監 査 委 員	大 坪 博 之
監査委員事務局長	齋 藤 貴 代		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課長	松 山 由 佳
議会事務局 議会総務課 係 長	三 島 栄 志		

◎開会及び開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員の皆様には、大変御多用のところを御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和6年第1回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたので、お願いいたします。

なお本日、市の広報掲載のため写真撮影を許可していますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により会議録署名議員には、4番 田中義久議員、5番 蓑島もとみ議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（田代はつ江） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る2月14日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日2月20日から3月15日までの25日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月20日から3月15日までの25日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところをご出席いただき、誠にありがとうございます。

◎令和6年度施政方針について

○議長（田代はつ江） 日程3、令和6年度施政方針についてを議題といたします。

市長、お願いいたします。

日置市長。

○市長（日置敏明） おはようございます。本日、令和6年第1回郡上市議会定例会を招集いたしま

したところ、議員各位には御参集いただき誠にありがとうございます。

今定例会の開会に当たり、御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、今回提案いたしました新年度当初予算の編成方針、また、この予算に盛り込みました主要な施策や事業等について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

さて、郡上市は、平成16年3月1日の合併・市制施行から満20年を迎えようとしています。議員の皆様、市民の皆様をはじめ、20年の道のりを支えていただいた関係各位に心から御礼を申し上げます。

3月2日には、郡上市合併・市制施行20周年記念式典を郡上市総合文化センターにて挙行いたしますので、多くの皆様に御来場いただければと存じます。

また、本来ならば、ここで新年度における市政運営の基本方針なども申し上げるべきところではありますが、これについては4月に入ってから新しい体制の下でお示しいただけるものと存じますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、初めに予算編成の方針について御説明を申し上げます。

令和6年度当初予算は、一部の政策的経費の計上を差し控える、いわゆる骨格予算として編成いたしました。ただし、例えば带状疱疹ワクチン接種に係る助成制度の新設や小規模事業者に対する新たな支援制度の創設など、議会からの御提言も頂き、市民生活に密着した重要な事項や社会への早急な対応が求められる事業等については、今回の当初予算で計上いたしました。

また、予算編成に当たっては、物価高騰の影響により光熱費、委託料などの経常経費が依然として多額となることが予測される中、可能な限り歳出削減に取り組むとともに、多様化する市民ニーズに応える施策を展開するために必要な財源の確保に努めることを基本といたしました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で、医療機関の経営状況はかつてないほど厳しいものとなっております。郡上市民病院においても例外ではなく、ここ数年、運転資金の不足が生じる状況に陥っており、令和5年度においても同様の傾向が続いております。地域医療の確保のため、当病院に対する繰出額の見直しを行うとともに、臨時的措置として追加的な支援を行い、経営の健全化に取り組んでまいります。

こうした考えに基づき、令和6年度の当初予算案を編成いたしました。

その結果、一般会計の性質別歳出のうち、投資的経費の普通建設事業費では、耐用年数を超過いたしました高機能消防指令センター出動車両管理装置の更新等を行う消防施設整備事業、最終年度を迎える白鳥ふれあい創造館の第3期空調設備更新を行う社会教育施設改修事業等を計上する一方、原則、大規模事業、新規・拡大事業の計上を差し控える骨格予算としたことにより、前年度対比48.1%、25億402万円減の※27億223万円を計上いたしました。

災害復旧事業費については、市道鍛冶屋洞線の地すべり災害復旧等の完了に伴い、86.0%、2億

3,260万円減となる3,780万円を計上いたしました。

義務的経費の人件費については、令和5年の人事院勧告に鑑みた一般職に係る給与改定に伴い、5.2%、2億4,176万円増の49億1,399万円、また、扶助費は4億839万円増の33億6,134万円、公債費は2.1%、7,341万円増の36億2,328万円となりました。

その他の経費の中で、物件費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の皆減等により、4.9%、2億3,401万円減の45億32万円、補助費等は、郡上市民病院への補助金、負担金について総務省が定める繰出し基準までの引上げに加え、臨時的措置として経営健全化分3億円を支援することとした等の理由により、12.8%、4億8,338万円増の42億7,115万円、他会計への繰出金は3.3%、6,944万円増の21億4,245万円を計上いたしました。

一方、歳入のうち、市税では、国の施策による個人市民税の定額減税で減収が見込まれますが、この減収分については全額国費による地方特例交付金で補填をされます。固定資産税については、3年に1度の評価替えが実施されることでの減収を見込みましたが、入湯税はコロナ禍からの回復による増収を見込み、市税全体では47億2,363万円と、前年度に比べ3.5%、1億6,969万円の減額となる税収額を計上いたしました。

地方交付税については、国において、地方交付税総額、これは地方公共団体への出口ベースであります。これを前年度対比で1.7%、3,060億円増額し、18兆6,671億円とすると計画をされております。したがって、普通交付税については、合併特例債、過疎対策事業債等の公債費、すなわち元利償還費の需要額算入減少の要因もありますが、国の臨時財政対策債総枠の大幅な減少と地方交付税総額の増額分を考慮したことにより、前年度と同程度の108億5,000万円を計上いたしました。

また、特別交付税については、近年の最終決定額の推移を勘案して前年度と同額の8億円を計上し、地方交付税全体としては0.4%、5,000万円減の116億5,000万円といたしました。

市債におきましては、通常債で11億1,730万円を計上しました。令和4年4月に郡上市全域が過疎地域に指定されたことを受け、過疎対策事業債の積極的な活用を図ることとして7億2,330万円を計上し、特に、そのうち過疎ソフト分については活用可能限度額いっぱいの2億270万円を計上いたしました。臨時財政対策債は、国の総枠の大幅な減少に伴い、61.2%、6,360万円減の4,040万円を計上し、市債全体では57.8%、15億8,870万円減の11億5,770万円を計上いたしました。

以上の結果、令和6年度当初予算の一般会計の予算規模としては、歳入歳出それぞれ269億9,100万円で、前年度当初予算と比較いたしまして5.7%、16億3,200万円の減となっております。

長良川鉄道支援対策事業あるいは観光振興対策事業等の財源に充てるため、地域振興基金から2億円、ケーブルテレビ伝送路更新費の償還財源に充てるため、ケーブルテレビ事業整備基金から1億1,752万円、郡上ふるさとコイン推進事業、商工会活動事業等の財源に充てるため、過疎地域

活性化基金から1億5,620万円などを繰り入れることとし、財政調整基金からは一般財源の不足を補うために2億9,100万円を繰り入れることにより予算を編成したことを申し添えます。

また、財政調整基金については、令和5年度最終の専決補正予算において、歳入歳出の決算見込み等を勘案しながら令和5年度の取崩しを可能な限り減額し、基金残高の確保に努めたいと考えております。

このような方針に基づき編成をした令和6年度当初予算の規模は、一般会計につきましては、先ほど申し上げましたが269億9,100万円、5.7%、16億3,200万円の減、特別会計は112億8,121万円、1.0%、1億973万円の減、企業会計は115億7,477万円、1.9%、2億2,582万円の減となり、総合計では498億4,697万円、3.8%、19億6,756万円の減となりました。

続きまして、第2次郡上市総合計画の柱立てに沿って、以下7つの分野別施策における項目ごとの主な内容を御説明いたします。

最初に、1つ目の柱である産業・雇用についてであります。

基幹産業である農業では、高齢化などによる農家の減少など厳しい状況にあります。新年度に全地域を対象に策定する地域計画について、農家、非農家も含め地域全体で話し合いを重ねて策定し、その計画に市の施策を重ねつつ中山間地域の特性を生かした多様な取組を進め、持続可能な農業・農村を目指します。

また、産地の維持・発展のため、元気な農業産地構造改革支援事業やスマート農業技術導入支援事業、産地強化団体支援事業等の推進により、振興作物である米、大根、トマトなどの基幹施設整備、生産活動を支援いたします。さらに、新規就農者等の参画を支援し、地域農業を担う人材及び組織の育成を進めるとともに、地域課題の解消に努めます。

次に、森林・林業については、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度によって災害防止を目的とした森林整備を進めるとともに、人材育成、木育の推進など多様な取組を実施し、森林の公益的機能向上と地域住民の安全、安心の確保に努めます。

特に、新年度においては森林管理道等緊急整備事業を新たに展開し、人工林の伐採・植え替え後の育林など、森林管理のために継続的に利用される森林管理道等の開設を支援いたします。また、林道網の計画的な整備、点検結果を踏まえた林道橋及びトンネルの修繕工事の実施、治山対策事業による山地荒廃防止対策など、安定した森林づくりのための基盤整備事業を推進いたします。

畜産振興については、後継者確保や自給力向上を目的とした畜産公共事業を推進し、持続可能な畜産経営のため、生産基盤の強化を図ります。

酪農では、優良な雌牛の確保を進め、和牛については、飛騨牛の生産に不可欠な繁殖牛の確保と肥育技術向上のための指導と支援を行います。また、豚熱や鳥インフルエンザなど家畜伝染病の防止のため、防疫体制の強化に努めます。

続いて、商工振興についてであります。

コロナ禍による社会情勢の変化や昨今の物価高騰、エネルギー高騰の影響により、市内の商工事業者は経営面でのダメージが続いており、経営の安定化を図るためには急速な変化に適合したビジネスモデルへの対応や転換が必要となります。市内商工事業者の約75%を小規模事業者が占める中で、経営改善に向けた新規顧客の獲得や販路開拓などのために、新規事業の追加や既存事業の発展などの新しい取組を行う小規模事業者に対して、その費用の一部を支援するビジネスチャレンジ小規模事業者支援事業を新たに創設し、商工会や産業支援センターと連携しながら商工事業者の事業継続支援に取り組めます。

また、市内での消費喚起や経済効果の拡大を図るため、導入して2年目となる市独自キャッシュレス決済システム郡上ふるさとコインの利用者や利用店舗を増加させ、地域経済の活性化及び市内経済循環の拡大を目指します。

観光振興については、通常開催に戻った郡上のおどりをはじめとした魅力ある観光資源の積極的な情報発信を行うとともに、北陸新幹線の敦賀延伸や2年後の中部縦貫自動車道開通など新たな観光導線の形成に対応するため広域的な連携によるキャンペーンを進めるほか、郡上おどりを未来へと継承していくための郡上おどり保存活用計画を策定いたします。

観光立市郡上の実現に向けては、引き続き、郡上市観光連盟のホームページの活用を図るほか、外国人個人観光客の受入体制強化のため、3年間かけて育成してまいりました英語ガイドを活用し実践活動を行います。また、国際競争力の高いスノーリゾートづくりを実現するため、継続してスキー場と連携した豪州への誘致活動を実施いたします。

以上、産業・雇用の施策に21億9,476万円を計上いたしました。

続きまして、2つ目の柱である環境・防災・社会基盤についてであります。

郡上市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に掲げた温室効果ガス削減目標を達成するための一環として、この1月に、市が出資する自治体新電力会社を設立いたしました。この自治体新電力会社では、民間資金を活用しながら、市内の資源を生かした再生可能エネルギー発電所を整備し、地産地消の※クリーン電力を市内に安定した価格で届けるエネルギー需給モデルの構築を目指します。同時に、その利益を活用して、市内の農地や森林、河川等の再生と保全、各産業の支援、自然環境保全型観光事業の推進と人材育成を行うために、官民が連携して地域課題を解決する体制と仕組みづくりを目指します。

廃棄物処理事業については、郡上クリーンセンターほか2施設における施設運営の適正管理及びコスト削減に努め、安全で効率的な廃棄物の処理を実施いたします。また、郡上クリーンセンターと北部クリーンセンターの統合による施設更新計画も推進をしてまいります。

次に、水道事業については、安全、安心な飲料水を供給するため、施設の適正な維持管理に努め、

老朽管路の更新・耐震化事業及び八幡上水の濁度問題対策に取り組めます。

また、下水道事業については、施設の適切な運用により、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に努め、下水道施設長寿命化事業や下水道処理施設の統廃合による事業のスリム化を推進いたします。

これら上下水道事業の推進に当たっては、国庫補助事業を効果的に活用してまいります。

次に消防・防災についてであります。

常備消防では、高機能消防指令センターの適正な運用を確保するため、出動車両管理装置及び無停電電源装置の更新を行います。また、経年により緊急走行や現場活動に支障を来すおそれのある車両については随時更新を行い、緊急対応能力の強化につなげます。

非常備消防では、消防団員の招集及び情報管理体制の構築と出動記録を一元的に管理することを目的に消防活動支援システムを導入いたします。これに併せて、アナログ移動系無線は廃止をいたします。また、消防団再編計画に基づき消防団組織の再編を進めるとともに、再編に伴い消防団車両、小型動力ポンプに余剰が生じる場合は再配置を検討し、更新計画との調整を図ってまいります。

災害対策においては、引き続き、備蓄食料の食物アレルギー28品目対応品への更新を計画的に進めます。

このほか、交通安全対策では、危険箇所へのガードレール、カーブミラー等の設置や交通安全協会、道路管理者、警察及び鉄道と連携した安全対策・啓発を実施することにより、交通事故のない安全な地域を目指します。

続いて、社会基盤整備については、国道156号郡上大橋、大島歩道、濃飛横断自動車道堀越峠道路、和良工区の整備促進を関係機関へ強く働きかけるとともに、市事業においては国県補助事業並びに起債を活用した道路整備を推進してまいります。また、経年による損傷が確認される橋梁、トンネル等についても、補修等の適正な管理に努めます。さらに、想定外の豪雨等による山腹の土砂崩壊や河川護岸の損傷に対応するため、災害復旧事業はもとより、急傾斜地崩壊対策、河川改良といった予防保全型の事業にも取り組んでまいります。

住環境整備については、建築物の耐震化などに対する助成を行い、安全、安心な住環境の形成に努めるほか、八幡市街地における歴史的建造物の修理・修景や道路舗装の美装化などを行い、景観に配慮したまちづくりを推進いたします。

また、市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、大規模改修と適正な維持管理に努め、良好な住宅環境を提供いたします。

さらに、空き家の適正管理に関する啓発や利活用、解体撤去に対する助成を行い、空き家対策を推進いたします。

次に、公共交通については、郡上市地域公共交通計画に基づき、八幡町有坂地区への新たな交通

手段の導入の検討・協議を進め、年度内の運行開始を目指すほか、利用促進に向けた取組も推進いたします。

また、長良川鉄道については、安全な運行の確保のため、老朽化対策等の取組への支援とともに、同鉄道の将来の在り方について関係機関とともに引き続き検討を進めます。

以上、環境・防災・社会基盤の施策に※32億9,970万円を計上いたしました。

次に、3つ目の柱である健康・福祉についてであります。

結婚支援については、令和5年度、専門事業者による相談日の開設など、相談体制の充実を図ったところであります。新年度もこの体制を継続し、公設の結婚相談所として結婚を希望される方への支援に努めます。また、住宅の賃借費用や引っ越し費用などを経済的に支援する結婚新生活支援事業も引き続き実施をいたします。

子ども・子育て支援については、こども家庭センターを設置し、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない支援など相談支援体制の強化を図ります。また、放課後児童クラブの開設や、子育て中の親子が気軽に交流できる郡上市子育て活動拠点施設の活用を推進いたします。

社会福祉については、包括的な相談支援体制の構築に向け、引き続き重層的支援体制整備移行準備事業を実施するほか、生活に困窮されている方に対して適切な支援を行ってまいります。

障害福祉については、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づき、障がいのある方の地域生活を支援いたします。また、子ども発達支援センターでは、関係機関との連携を強化し、途切れのない療育支援体制の下、児童とその御家族を支援いたします。

高齢福祉については、深刻化する介護職員の不足問題に対応するため、引き続き、介護職員の奨学金返済の支援や初任者研修受講費用の助成を実施するほか、ねんりんピック岐阜2025の開催に向けて実行委員会を設立し、プレイベント等の取組を進めます。

郡上偕楽園の移転整備については、令和5年度、実施設計に着手しているところですが、今後は関係の皆様や機関との協議・調整等を十分に行い、早期にかつ円滑に事業が進められるよう取り組んでまいります。

続いて、健康づくりについては、健康寿命の延伸を目指し、健康診査、がん検診等の受診率向上や、健康な食事や運動ができる環境づくりとして、企業等と連携し、健康づくりプロジェクト事業やバランスのよい食事・減塩への取組を実施するほか、自殺予防対策、望まない受動喫煙防止対策に努めます。また、心身のストレス等による免疫力の低下から発症が懸念される带状疱疹については、ワクチン接種費用の一部助成制度を新設し、発症の予防に努めてまいります。

感染症対策については、国の方針を踏まえ、予防接種等を実施いたします。

公立2病院では、医療サービスを安定的に提供するため、医療従事者の確保、計画的な医療機器の整備・更新を進めるとともに、オンライン診療をはじめとする医療分野のデジタルトランスフ

オーメーション、いわゆるDXを推進いたします。

また、アフターコロナなどの社会情勢の動向に伴う医療需要の変化や岐阜県地域医療構想を踏まえ、市内の民間医療機関を交えた相互の適正な役割分担、病床機能や規模の見直し、急性期医療やへき地医療にも配慮した医療体制づくりなどについて引き続き協議・検討を行ってまいります。

国民健康保険は、健診事業などの予防活動や健康づくりの推進と啓発を図り、市民の健康維持や医療費抑制に努めます。また、現在の経済状況に鑑み、国保税率を据え置くとともに、国、県による一層の公費負担の確保に努めます。

以上、健康・福祉の施策に125億5,648万円、会計別の数字は括弧書きに示したとおりでありますが一——を計上いたしました。

次に、4つ目の柱であります教育・文化・人づくりについてであります。

本市の教育は、第3期郡上市教育振興基本計画に基づき、様々な施策を実施しております。

新年度は本計画の最終年度となることから、これまでの取組の成果と課題を把握・検証するとともに、多様な個性を尊重しながら個々の能力を発揮できる教育を推進するため、学校、家庭、地域、関係機関が連携した次期郡上市教育振興基本計画を策定いたします。

また、現在、整備の最終段階となっております大和小学校につきましては、関係の皆様の御協力の下、4月6日に開校を迎えます。子どもたちが新しい学び舎で安心して学ぶことができるよう、地域の皆様の御協力を得ながら、学習環境の充実に努めてまいりたいと存じます。このほか、郡上市学校規模適正化計画に基づく今後の学校の適正配置についても検討してまいります。

学校教育では、生命と人権の尊重を基調として、「ふるさと郡上を誇りに思い、未来を切り拓く、たくましく共に生きる郡上人の育成」を目指すべく、確かな学力と豊かな心を育む教育を引き続き推進いたします。

教科、道徳、特別活動等において、積極的にタブレット等のICT機器を適切に活用し、学びの活性化と最適化を図り、知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力・人間性の涵養に取り組むほか、地域の魅力をSDGs等の観点から探究的に学ぶ郡上学（ふるさと体験学習・キャリア教育）を推進し、持続可能な社会や郡上市の担い手の育成を目指します。

また、フリーカリキュラムクラスや適応指導教室などの多様な学びの場・居場所を活用した教育支援と、命の教育カリキュラムを活用した道徳教育の推進による不登校やいじめの未然防止と早期発見・早期対応のための事業を推進いたします。

社会教育については、地域、家庭、学校が連携し、児童生徒の地域活動への参加や安心、安全な学校活動を支援する地域学校協働活動を推進するとともに、地域の集いの場、学びの場である公民館による各種行事、講座等の開催や郡上学講座の開催、地域の魅力を再発見する郡上かるたの普及などにより、地域づくり、人づくりを推進いたします。

このほか、より豊かな子どもの読書活動を目指し、園や学校、PTA等と連携し、読書の楽しさを家族で共有する、うちで読書するという意味の家読の推進やリスキリングなど、市民の学習を支援する図書館を目指します。

文化振興については、令和6年10月14日から11月24日の42日間にわたり、岐阜県内を会場に、第39回国民文化祭、第24回全国障害者芸術・文化祭、これらを総称いたしまして、統一名称として「清流の国ぎふ」文化祭2024が開催をされます。

本市の事業としては、全国の短歌愛好家から作品を募る短歌大会や、和歌文学をテーマにした講座などから成る「清流の国ぎふ「短歌の祭典」古今伝授の里・郡上」の開催、また、ユネスコ無形文化遺産風流踊をテーマとして、本市の地域文化である風流踊の発信と次世代への継承を目的に市内外の風流踊を披露する「風流踊フェスタ～次世代への継承～」の開催、また、障がい者、健常者の区別なく全ての市民の皆様を対象として、日頃の創作活動の紹介や自己表現、芸術文化を通じた交流の機会を提供する「市民芸術文化展」の開催を予定しております。それぞれの催しが多くの方に楽しんでいただけるよう、準備を進めてまいります。

文化財関係では、大和町の国名勝東氏館跡庭園及び県史跡篠脇城跡の調査報告書の作成が完了することから、文化庁に文化財指定に係る意見具申を行い、一体的な国史跡指定を目指します。

また、白鳥町長滝の県指定重要有形文化財若宮家住宅及びその周辺の施設については、整備に向けた調査等を行いながら、改修に係る実施設計及び後世の増築部分の解体などの施設整備を進めてまいります。

このほか、文化財の適切な保存管理等の支援、市民の皆様が文化財及び伝統文化に関心を持ち、理解を進めていただける機会の充実を図ります。

次に、スポーツ振興では、ライフステージに応じて自発的に健康や体力の保持増進を図ることができるよう、引き続き、1市民1スポーツを推進いたします。

少年スポーツの推進については、スポーツに触れる機会を増やすことでスポーツへの興味・関心を高め、青少年の健全育成を図ります。また、休日の学校部活動を地域クラブ活動へ移行するため、地域クラブ活動の在り方や運営、活動等を検討し、誰もが等しくスポーツが続けられる環境を整備いたします。

スポーツツーリズムの推進については、スポーツコミッションによるワンストップサービスを充実することにより、本市の豊かな自然とスポーツ施設を活用したスポーツ大会や合宿の誘致につなげ、交流人口の拡大と地域経済の活性化を目指します。

以上、教育・文化・人づくりの施策に7億4,017万円を計上いたしました。

次に、5つ目の柱である自治・まちづくりについてであります。

市民と行政の協働によるまちづくりのために、市民協働センターと連携した地域づくりを進める

ほか、魅力ある地域づくり推進事業補助金を見直すことで、市民活動団体等に対するさらなる支援の充実を図ります。

関係人口の創出・拡大と移住・定住の促進を図るため、関西圏や中京圏での関係人口構築事業の検討を進めます。また、SNS等を活用して効果的な情報の収集や発信を行うことで、地域づくりの新たな担い手として期待できる関係人口の獲得や、将来のUターン候補である市内出身の若者世代との新たなつながりづくりに努めてまいります。

移住者の獲得や定住支援に向けては、移住支援補助金制度の見直しを行い、同補助金の対象者が市内で就職や起業をした場合に一定額を加算することにより、UIターン者の市内就職の促進と定住を目指します。このほか、ひと・まちづくり推進事業では、新たに高校と協働したプログラムを実施するなど、将来の郡上を担う小中高生を対象とした人材育成を進めます。

次に、男女共同参画については、計画的かつ効果的に事業を推進するため、第4次となる男女共同参画プランの策定に着手いたします。策定に当たっては、市民アンケート等によって現状把握と意見収集に努めるとともに、市民サポーターとの意見交換や審議会における協議を通じて、男女共に個性や能力を発揮できる社会づくりに向けた事業の構築を目指します。

都市交流推進事業では、市民間交流の新たな展開と幅広い友好関係の構築に向け、自治体間のつながりを深めてまいります。また、本市の知名度向上に向けて、東京都港区有施設「札の辻スクエア」の活用により積極的な情報発信を行います。

国際交流推進事業では、国際交流団体と協働し、外国人市民の言葉の支援に係る各種事業を継続して行います。また、生活全般の支援に向けては、市内各分野相互の連携体制づくりを進めます。

以上、自治・まちづくりの施策に1億9,621万円を計上いたしました。

次に、6つ目の柱である地域振興についてであります。

過疎地域持続的発展計画に基づくソフト事業では、住民主体の地域づくりを推進するため、地域の課題解決に向けた活動を支援する小さな拠点推進補助金を創設するほか、白鳥地域では産業・観光振興につながる体制づくりを行う官民連携の事業を推進いたします。また、地域づくりの指針となる7地域の地域振興計画や地域協議会での協議等を踏まえ、地域課題を明らかにし、地域づくりにつながる取組を実施・支援してまいります。

最後に、7つ目の柱である行財政運営について申し上げます。

昨年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表いたしました日本の地域別将来推計人口では、2050年の本市の総人口は現在より約4割減少し、2万1,763人になると予測されております。このため、地方創生に関する様々な取組を推進しつつも、人口減少を前提とした行財政基盤の安定強化に向け、第3次郡上市行政改革大綱——令和6年3月改訂予定であります——に基づく行財政改革を推進し、持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

また、公共施設の適正配置については、個々の施設の再編・再配置を実行するための行動計画を市民の皆様と共有し、理解を得ながら着実に進めてまいります。特に、小学校統合により廃校となる校舎等については、サウンディング型市場調査による民間活用や地域利用も含め、効果的かつ効率的な活用方法について検討を進めます。

行政のデジタル化については、国の計画に基づき、令和7年度を目途に住民記録や税、福祉情報等の基幹システムを全国共通のシステムへ移行するため、移行計画の作成や端末整備などの取組を進めてまいります。

また、契約事務においては、電子契約システムを導入し、事務の効率化、コスト削減、コンプライアンスの強化を図ります。

斎場管理においては、使用予約システムを導入し、ウェブ上において予約状況確認及び予約を可能にすることにより、利用者の利便性の向上と円滑な斎場運営に努めます。

マイナンバーカードについては、引き続きカードの未取得者に対する取得促進を図るとともに、図書カード機能との連携やオンライン申請への活用など、利用可能サービスの拡大を図ります。

次に、正職員の職員給与費については、令和5年人事院勧告に鑑みた給料やボーナスのプラス改定により増となったものの、新規採用者が退職者数に満たなかったことや経験年数の長い職員の退職等に伴う若年層職員との入れ替わり、退職手当組合負担金の負担率の減などの理由により、一般会計では6,899万円減の35億4,915万円、特別会計では98万円減の7億131万円となりました。

また、公営企業会計においても、同様の理由により4,127万円減の24億9,959万円となり、全会計を通じては1億1,124万円減の67億5,005万円となりました。

職員の給与については、民間給与や国家公務員給与等との均衡の原則、職務と責任に応じて支給する職務給の原則を踏まえ適切に措置するとともに、職員の確保及び定年延長を踏まえた適正な定員管理に努めてまいります。

また、これに対し、会計年度任用職員の給与費については、正職員の給料表の改定に伴う時間額報酬等の改定及び地方自治法の改正に伴う勤勉手当の支給を新たに行うことなどの理由により、一般会計では2億1,167万円増の10億3,363万円、特別会計では4,799万円増の2億6,117万円、公営企業会計では8,392万円増の6億892万円となり、全会計を通じて3億4,358万円増の19億372万円となりました。

この結果、正職員と会計年度任用職員を合わせた給与費の合計では、一般会計では1億4,268万円増の45億8,279万円、特別会計では4,701万円増の9億6,248万円、公営企業会計では4,266万円増の31億850万円となり、全会計を通じては2億3,235万円増の86億5,377万円となりました。

次に、一般会計における公債費では、元利償還金は36億2,328万円で、令和5年度当初予算からは7,341万円の増となっております。これは、借入れ条件の見直し、すなわち、利子のみを支払う

期間のことですが、据置期間の短縮を行ったことによるものであり、この見直しによる公債費の増は過剰的なものと考えております。

令和6年度末の市債残高見込額は、肉づけ予算の前の数字ではありますが、262億6,323万円となり、令和5年度末見込みと比較をいたしまして※23億6,394万円の減少となり、ピーク時の平成17年度末の市債残高538億4,108万円と比べて、51.2%、275億7,785万円の減少となる見込みであります。

これらの、行財政運営の分野の施策に、給与費や公債費、施設管理費等を除く政策的経費及び投資的経費として2億4,583万円を計上したところであります。

なお、冒頭に、来る3月2日に郡上市合併・市制施行20周年記念式典を行うと申し上げましたが、新年度においても、先ほど申し上げました国民文化祭開催事業である風流踊フェスタや短歌の祭典などをはじめとして、各分野において開催される数々のイベントを郡上市合併・市制施行20周年記念事業として位置づけ、一年間にわたって実施する計画であることを申し添えます。

以上、令和6年度の予算編成に当たり、市政運営の基本的な考え方と重点施策の概要について申し上げます。持続可能な郡上市の未来に向けて市一丸となり取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様並びに市民の皆様には、今後とも御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、最後ですけれども、提出をいたしました議案の概要について御説明を申し上げます。

今回提案をしました議案は全部で56件であり、その内容は、専決処分の承認が2件、これは予算関係であります。それから人事案件が4件、条例関係が23件、令和5年度補正予算関係が8件、令和6年度当初予算関係が13件、その他6件であります。

議案第1号及び議案第2号でありますけれども、さきに専決処分をいたしました令和5年度の郡上市一般会計及び郡上市水道事業会計の補正予算について、その専決について承認を求めるものであります。原油価格・物価高騰対策として、速やかな実施を要する案件として専決をさせていただいたものであります。

議案第3号は、郡上市教育委員会委員の任命同意についてであります。教育委員の1人の任期が令和6年5月13日をもって満了するため、委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

議案第4号は、郡上市監査委員の選任同意についてであります。識見を有する者のうちから選任される監査委員の任期が令和6年4月29日をもって満了するため、委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第5号は、郡上市公平委員会委員の選任同意についてであります。公平委員会委員1人の任期が令和6年4月29日をもって満了するため、委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

議案第6号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員4人の任期が令和6年6月30日をもって満了するため、委員候補者の推薦について議会の意見を求めるものであります。

議案第7号は、郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部改正であります。先ほど申し上げましたが、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関し、所要の規定を整備するものであります。

議案第8号は、郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。大和地域の小学校統合による大和小学校の新設、屋外子局の移設に伴う同報系屋外受信装置の名称又は位置を変更し、及び移動系無線を廃止するため、所要の規定を整備するものであります。

議案第9号は、郡上市特別会計条例の一部改正であります。財産区特別会計に関し、これまで8会計ある各財産区特別会計を1つの会計にするため、所要の規定を整備するものであります。

議案第10号は、郡上市基金条例の一部改正であります。郡上市宅地開発事業減債基金、郡上市教育文化振興基金及び郡上市古今伝授の里交流施設管理基金を廃止し、郡上市過疎地域活性化基金の設置及び財産区特別会計の設置に伴い、5つの財産区の財政調整基金に係る特別会計の名称を変更するため、所要の規定を整備するものであります。

議案第11号は、郡上市手数料条例の一部改正であります。戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであります。

議案第12号は、郡上市監査委員条例の一部改正であります。地方自治法の一部改正に伴い、引用規定の条ずれを整理するものであります。

議案第13号は、郡上市企業立地促進条例の一部改正であります。企業立地奨励金等を受けられる基準の要件緩和を継続し、特例期限を3年間延長するものであります。

議案第14号は、郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部改正であります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、引用規定を整理するものであります。

議案第15号は、郡上市景観条例の一部改正であります。太陽光発電設備の設置に対して、良好な景観の形成が促進されるよう、工作物の建設等の行為について、所要の規定を整備するものであります。

議案第16号は、郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部改正についてであります。県単独土地改良事業の補助率の改正に伴い、土地改良事業に係る地元分担金の率を改めるよう、所要の規定を整備するものであります。

議案第17号は、郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部改正であります。林道事業の円

滑な推進に向け、林道の災害復旧事業に係る地元分担金の率を改めるよう、所要の規定を整備するものであります。

議案第18号は、郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。地方自治法の一部改正に伴い、引用規定の条ずれを整理し並びに郡上市污水处理施設整備構想に基づき、くじ本地区農業集落排水処理施設及び三日市地区農業集落排水処理施設を下水道の美並中央クリーンセンターに事業統合をするため、所要の規定を整備するものであります。

議案第19号は、郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正であります。災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審査会の設置等、所要の規定を整備するものであります。

議案第20号は、郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正及び母体保護法施行規則等の一部改正等に伴い、所要の規定を整備するものであります。

議案第21号は、郡上市介護保険条例の一部改正であります。第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定める等、所要の規定を整備するものであります。

議案第22号は、郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正であります。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであります。

議案第23号は、郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部改正であります。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであります。

議案第24号は、郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部改正であります。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであります。

議案第25号は、郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部改正であります。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものであります。

議案第26号は、郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部改正であります。地方自治法の一部改正に伴い、引用規定の条ずれを整理するものであります。

議案第27号は、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。学校結核対策委員会委員及び学校検尿判定委員会委員のうち、専門的な見識による判定を必要とする医師の報酬を改めるため、所要の規定を整備するものであります。

議案第28号は、郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例等の一部改正であります。小中学生が博物館等に来館しやすくすることにより、市内の歴史・文化の学習機会の増進を図ることを目的に、入館料を無料にする等、所要の規定を整備するものであります。

議案第29号は、郡上市立学校体育施設等開放条例の一部改正であります。大和地域の小学校を統合し、大和小学校を新設することに伴い、学校名を整理するものであります。

議案第30号から議案第37号までは、令和5年度郡上市一般会計をはじめ、全部で8会計における令和5年度予算の補正をお願いするものであります。詳細な内容については、追って各部長等から説明を申し上げます。

議案第38号から議案第50号までは、令和6年度郡上市一般会計をはじめとして、郡上市病院事業会計に至るまでの合計13会計における新年度予算であります。冒頭の予算編成方針や分野別の主要施策等の説明で概要を申し上げましたので、ここではそれぞれの内容は割愛させていただきますが、追って詳細に説明を申し上げ、御審議をお願い申し上げます。

議案第51号から議案第56号までは、郡上市過疎地域持続的発展計画の変更、辺地総合整備計画の変更、財産の取得及び処分の変更、財産の無償譲渡並びに債権の放棄について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。

なお、専決処分の報告が1件ございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

令和6年2月20日、郡上市長 日置敏明。

ありがとうございます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は11時5分を予定いたします。

(午前10時53分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◎発言の訂正

○議長（田代はつ江）　ここで、市長より発言の訂正を求められておりますので、許可いたします。

日置市長。

○市長（日置敏明）　すいません。ただいま申し上げました説明の中で、何か所か数字の読み間違いがあったようでございます。正しくは皆様のほうへお配りしてあります数字のとおりであります、まず、皆様のお持ちの資料で2ページのところで、建設事業の投資額を御説明したところで、27億222万円と申し上げるところを223万円と、ちょっと数字を読み間違えたようでございます。

それから、5ページの社会基盤の整備の最後の総括、環境防災社会基盤の施策においてということとで、32億9,977万円と申し上げるべきところを9,970万円と発音したようでございますので、これも訂正をさせていただきます。

それから最後、数字の間違いとしては、10ページでありますけれども、市債残高のところ23億6,294万円と申し上げるべきところを6,394万円と発音したようでございますので、訂正をさせていただきます。

それから、文言の読み間違いで、4ページの地球温暖化対策のところ、地産地消のグリーン電力と書いてあるのをクリーン電力と言ってしまいましたので、これも、どちらも似たような語感ではありますが、書いてあるとおり、グリーン電力に訂正をさせていただきます。

慎んで訂正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。すいませんでした。

◎議案第1号及び議案第2号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江）　それでは、日程4、議案第1号　専決処分した事件の承認について（令和5年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））及び日程5、議案第2号　専決処分した事件の承認について（令和5年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第1号））の2議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊）　議案第1号　専決処分した事件の承認について（令和5年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年1月19日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年2月20日提出、郡上市長　日置敏明。

予算書の1ページをおめくりください。

令和5年度郡上市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,145万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300億9,183万1,000円とする。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

3ページをお願いいたします。

第2表は、繰越明許の追加でございます。

暮らしを応援物価高騰支援給付金給付事業につきまして、9,684万4,000円です。給付金につきまして、早急な支給を目指しておりますけれども、システム改修や対象世帯の郵送、確認書の返送に時間を要するための繰越しでございます。

次に、事業概要説明の3ページを御覧ください。

歳入でございます。

総務管理費の補助金として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を1億3,984万4,000円、物価高騰対策事業を実施するための国の交付金です。前年度繰越金が161万2,000円です。

4ページ、歳出をお願いいたします。

暮らしを応援物価高騰支援給付金給付事業で9,684万4,000円、補正理由にございます住民税均等割のみの課税世帯に対して1世帯当たり8万円を給付する事業に加えまして、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯への加算といたしまして、18歳以下の児童1人当たり5万円を給付するとする経済支援でございます。

下の水道事業会計繰出金では4,461万2,000円、物価高騰に対する支援策として、昨年度も実施いたしました水道基本料金の2か月分の免除をするための水道事業会計の繰出金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） 議案第2号 専決処分した事件の承認について（令和5年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第1号））。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年1月19日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、令和5年度郡上市水道事業会計補正予算書（専決第1号）をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和5年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第1号）。

総則、第1条、令和5年度郡上市水道事業会計の補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和5年度郡上市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益の補正予定額は、営業収益、営業外収益を合わせまして211万2,000円であります。

支出、第1款水道事業費用の補正予定額は、営業外費用の211万2,000円であります。

他会計からの補助金、第3条、予算第9条中「3億7,196万8,000円」を「4億1,658万円」に改める。

令和6年1月19日提出、郡上市長 日置敏明。

続きまして、7ページをお願いいたします。

令和5年度郡上市水道事業会計補正予算（専決第1号）実施計画明細書であります。

収益的収入及び支出。

収入、1、水道事業収益、1、営業収益、1、給水収益、補正予定額4,250万円の減額です。これは、水道料金の基本料金免除分であります。

2、営業外収益、2、他会計補助金4,461万2,000円。他会計補助金で、水道料金基本料金免除事業及び水道未加入世帯への免除相当分の現金支給事業分であります。

支出、1、水道事業、2、営業外費用、2、雑支出、補正予定額211万2,000円。水道未加入世帯への免除相当分の現金支給事業分であります。

当事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰・物価高の影響を受けた家庭や事業者を間接的に支援するため、令和5年12月から令和6年1月分の水道基本料金免除事業及び水道未加入世帯への給付金事業を、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として専決により実施するものであります。御承認よろしくをお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、議案第1号及び議案第2号の2議案を一括して質疑を行います。質疑がある場合は、議案番号を述べて質疑をしてください。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま一括議題となっています議案第1号及び議案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号は委員会付託を省

略することに決定いたしました。

議案ごとに討論、採決を行います。

議案第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて、議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第3号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程6、議案第3号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題いたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、本日、住所・氏名等を記載いたしました議案書をお配りしておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

議案第3号 郡上市教育委員会委員の任命同意について。

郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

住所ですが、郡上市大和町徳永351番地、水野秋子さんでございます。生年月日は記載のとおりでございます。

今般、4名の委員のうち1名の任期が本年5月13日をもって満了することにつき、同氏を改めて委員に任命しようとするもので、任期は4年でございます。

水野さんにおかれましては、平成28年5月に教育委員となられ、今期末まで2期8年にわたりお務めをいただいております。教育に関する豊富な御経験と高い識見をお持ちの方でございますので、このたび、再任させていただくことについて同意を求めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第3号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第4号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程7、議案第4号 郡上市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、議案第4号をお願いいたします。

郡上市監査委員の選任同意について。

郡上市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、郡上市白鳥町歩岐島166番地3、神谷公眞さんでございます。生年月日は記載のとおりで

ございます。

今議会で選任同意をお願いするのは、識見を有する方のうちから選任させていただく委員となりますが、任期が令和6年4月29日をもって満了することから、新たな委員を選任しようとするもので、任期は4年でございます。

神谷さんにおかれましては、地元の金融機関であります八幡信用金庫に長くお勤めをされておられますが、この間には、常勤理事、常務理事、専務理事の要職に就かれ、地域経済の振興発展に尽力をされました。昨年6月に専務理事を御退任でございます。

また、平成30年8月からは、本市の行政改革推進審議会委員、行政点検外部評価委員として御指導をいただいているところでございます。

このように、金融部門での豊富な御経験から監査業務にも明るく、高い識見をお持ちの方でございますので、選任について同意を求めるものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第4号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第5号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程8、議案第5号 郡上市公平委員会委員の選任同意についてを議題いたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第5号をお願いいたします。

郡上市公平委員会委員の選任同意について。

郡上市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、郡上市美並町山田526番地1、池田法彦さんでございます。生年月日は記載のとおりでございます。

今般、3名の委員のうち1名の任期が本年4月29日をもって満了することにつき、新たな委員を選任しようとするもので、委員の任期は4年でございます。

池田さんにつきましては、旧美並村役場、そして本市の職員として長くお勤めをされ、平成27年3月に美並振興事務所長を定年をもって御退職となりました。その後は地元の株式会社ネーブルみなみの支配人として、地域の活性化、また地域産業の振興のために御活躍をいただきました。

長い行政経験から、公務員制度にも明るい方でございますので、選任について同意を求めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第5号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第6号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程9、議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることに

ついてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

候補者の住所とお名前を読み上げます。

八幡町本町861番地の杉下浩子さん、大和町島561番地の臼田啓子さん、高鷲町大鷲346番地2、野田晴美さん、美並町白山739番地2、松山章さんの4人でございます。

人権擁護委員は、同法第6条第3項におきまして、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦しなければならないとされてございます。本議案は、委員の15人のうち4人の方の任期が令和6年6月30日をもって満了となるために、同4人の推薦につき、議会の意見を求めるものでございます。全員再任でございます。

杉下さんは平成27年から委員を3期お務めで、県の人権擁護委員会連合会でも委員を務められるなど、熱心に取り組まれていらっしゃいます。

また臼田さん、野田さん、松山さんともに元市職員で、令和3年から委員を1期お務めです。

福田さんは、郡上偕楽園での勤務を通じて、高齢者の人権問題に携わってきた御経験がございました。

野田さんは元市の窓口職員としての勤務が長く、市民からの信頼も厚く、適任と考えてございます。

また、松山さんは退職後に行政相談員や自治会長等を歴任されまして、市民の信望も厚くございます。

任期は、令和6年7月1日から令和9年の6月30日までの3年間です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第6号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員会付託を省略することに決

定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第6号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田代はつ江) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第7号から議案第10号までについて(提案説明)

○議長(田代はつ江) 日程10、議案第7号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてから、日程13、議案第10号 郡上市基金条例の一部を改正する条例についてまでの4議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長(河合保隆) 議案第7号をお願いいたします。

郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について。

郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関し、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

議案書の後ろのほうに資料を添付しておりますので、そちらで説明をさせていただきたいと思っておりますので、資料を御覧いただきたいと思います。

初めに、提案趣旨でございます。

昨年5月の地方自治法の改正は、国の非常勤職員に対する勤勉手当の取扱いとの均衡確保の観点から、会計年度任用職員への勤勉手当の支給を可能とする内容であり、令和6年4月1日の施行とされました。これにより、今般、本市の会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関する規定を整備するため、条例を定めようとするものでございます。

提出いたしました一部改正条例では、2に記載のとおり、3つの条例の規定を改めます。

3の改正内容を御覧いただきたいと思います。

初めに、第1条、第1号会計年度任用職員（パートタイム）の職員に係る条例となります。そして、第2条、これは第2号会計年度任用職員、フルタイムの勤務職員でございますが、こちらに係る条例の改正内容となりますが、いずれも勤勉手当に関する規定を新たに設けるものでございます。

手当の対象となる職員については、パートタイム勤務職員は任用期間が6月以上で1週間あたりの通常の勤務時間が15時間30分以上の者、フルタイム勤務の職員は任用期間が6月以上の者とし、（2）にありますように、年間の支給月数は2.05月といたします。

第3条については、郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。基準日に育児休業をしている会計年度任用職員であっても、一定の要件を満たす者には勤勉手当を支給できるよう規定を改めるものでございます。

施行日については、法律の施行日に合わせ、令和6年4月1日からとしております。

また、議案書の4ページと5ページを御覧いただきたいと思います。恐れ入ります。議案書のほうを御覧いただきたいと思います。

附則の部分ではございますが、今回の改正において、第1号会計年度任用職員に係る条例の名称を郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例と改めることから、附則第2条及び附則第3条において、この条例を引用する2つの条例について所要の改正を行うこととしております。よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 私からは、8号、9号、10号の3つの条例改正につきまして、続けて提案をさせていただきます。

議案第8号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。大和地域の小学校統合による大和小学校の新設、屋外子局の新設に伴い同報系屋外受信装置の名称又は位置を変更し、及び移動系無線を廃止するため、この条例を定めようとする。

改正の内容を説明しますので、資料を御覧ください。

まず第1点目は、別表に定める屋外子局の名称の変更です。

現在、大和南小学校と大和北小学校敷地内に屋外子局を設置し、その名称は学校名としておりますが、大和南小の廃校により子局名称を地域名に変更することとして、河辺を先に改正します。また、大和北小にあつては、新しい学校名である大和小学校に変更する改正です。

(2) 番目は、美並町にある2つの施設を道路改良等により移転したことで地番を変更するものです。

改正の2点目は、アナログ移動系無線の廃止です。

市では、消防本部あるいは災対支部である市と消防団との連絡手段として、移動系アナログ無線を配備しております。

この無線設備に関して、(1)のとおり、昨年度の議会におきまして、消防車両に積載してある無線が老朽化してあることから、その対策についての質問がありまして、その際は、利用可能な機種と入替えを行うこととして、利用できる限りは利用したい旨を答弁いたしました。本年度に入り、無線の利用状況を改めて確認したところ、無線の実利用がなく、設備自体も老朽化しており、更新には膨大な費用が必要となると試算されたことから、無線の今後の方針を検討するに至ったところではあります。

(2)の課題といたしまして、今ほどの老朽化と更新費用です。無線は地域によって整備時期が異なりますが、古いもので昭和62年に整備、既に導入から37年ほど経過する機器もございます。また、合併後に一部機器更新を行いました。設備を全更新した場合、1億円を超える費用が必要と試算しております。また、利用実態についてもほとんどございません。

加えて、(3)の代替機能として、1つ目として携帯電話の普及がございます。携帯電話は1人1台の時代が到来しまして、過去の発災時においても、災対支部と現場の情報交換の主体は携帯電話であったと承知しております。

2つ目が消防団活動支援システム(消防団アプリ)の導入でございます。消防本部の新年度予算で、消防団員との連絡手段用に新たにスマホアプリの導入予算を計上してございます。これは、消防本部または市の災対支部からの情報を団員が保有するスマートフォンに向けて一括して情報発信を行える仕組みでございます。

無線は機器を扱う者同士の情報共有に限られ、さらには無線がある場所にいないと情報が得られないという制約がございます。スマートフォンは常時携帯することが多いことから、これを活用することで全団員または指定する特定の方面隊等への情報共有を瞬時に行うことが可能になります。また、双方向の情報発信も可能なために、本アプリの導入が現無線機の代替機能以上を発揮すると考えられることから、無線を保持する必要性は低いと考えたところでございます。

以上を勘案して、(4)の今後の方針として、アナログ移動系無線を廃止するとの判断に至ったところであります。

なお、実際に無線を利用されます消防団の御意見につきましては、昨年中の幹部会議の折に無線の課題等を説明し、各方面隊によって利用実態がないこと、無線を廃止しても災害時等の団員活動に支障がないことを確認して、廃止についても御理解をいただいたところでございます。

新旧対照表のほうでは、別表に定める子局名称と住所地番の変更と移動系無線の表を削除する改正を行ってございます。

施行日は令和6年4月1日です。

以上です。

続けて、9号をお願いいたします。

議案第9号 郡上市特別会計条例の一部を改正する条例について。

郡上市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、8会計ある財産区特別会計を1つの会計にするため、この条例を定めようとするものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

内容は、右側の改正前の欄にございます大和財産区から和良財産区までの8つの会計を、改正後の欄のとおり、財産区特別会計の1つの会計に統合する改正です。

ほかの自治体では、財産会計を複数会計とせず、1会計としているところも見受けられます。本市においても、議会運営や事務処理上の都合も考慮して、1会計とすることが適当と判断いたしました。

なお、改正後の会計におきましては、財産区ごとに歳入歳出ともに款のレベルで分けることとしますので、財産区ごとの予算決算の把握や経理を行うことは従来同様であることから、会計統合に伴う支障はございません。

附則第1項では、施行日を令和6年4月1日と定めております。

また第2項では、旧財産区特別会計について、本年度の決算は従前の例による旨を、また第3項では、資産等については新たに設置する財産区特別会計が引き継ぐ旨を定めております。

続けて、第10号をお願いいたします。

議案第10号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について。

郡上市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。郡上市宅地開発事業減債基金、郡上市教育文化振興基金及び郡上市古今伝授の里交流施設管理基金を廃止し、郡上市過疎地域活性化基金の設置及び財産区特別会計の設置に伴い名称を変更するため、この条例を定めようとする。

改正内容を説明しますので、資料を御覧ください。

改正の内容は4点ございます。それぞれの施行日が異なりますので、3条立ての改正としてございます。

まず、第1条中の1点目、(1)にございます宅地開発事業減債基金の廃止です。

この基金は、宅地開発事業で借り入れた起債償還のための減債基金ですが、本基金の関係します宅地開発事業特別会計は、美並の円山住宅の完売によりまして、昨年3月議会で廃止をいたしました。本会計の決算報告をさきの9月議会で終了し、事業の切りがつけましたので、本年度をもって廃止したいものであります。

2点目は、(2)番の過疎地域活性化基金の新設です。

通称で過疎ソフトと呼んでおります過疎債のソフト枠は、毎年度、基準財政需要額等に基づいて算出され、おおむね郡上市には2億円の枠が示されておりましたが、市ではこれを全額申請しておりませんでした。

理由としまして、令和3年度までは過疎地域が限定されていたことや、財政厳しい折、ソフト枠は予算ベースで5,000万円ほどの活用にとどめていたところであります。

下のイメージ図を御覧いただきますと、左図の令和4年度までは、歳出D欄のソフト事業に対しまして、上の同額の歳入A欄の起債を申請しておりましたが、発行限度額2億円に対してはB欄の1.5億円の未申請がありました。さらに、過疎ソフトには追加要望が可能なC欄がございまして、発行限度額と同額が認められております。このため、歳出側にF欄の充当可能事業がある場合はこの分についても申請可能なわけですが、このB、C欄は未活用の状況であったということです。

資料を上に戻っていただきまして、中段にあります「しかし、」からとありますけれども、昨年度、議会から過疎債の積極的活用の御提言があったことなどから、人への投資につながるソフト枠を活用したいと考えまして、図右側の令和5年度からは未申請でありましたB、C欄についても起債を申請することとして、発行限度額の範囲内であれば基金への積立ても可能なために、右図のE'とある部分を次年度以降の事業に活用できるように積み立てるための基金の新設をしたいとする改正であります。

次ページに参りまして、資料、2ページでございしますが、第2条は、前の議案、郡上市特別会計条例の一部を改正する条例におきまして、※8つの財産区特別会計を1会計に統合することに伴って、各財産区の財政調整基金の名称を改める改正です。

第3条は、特定目的のために積み立てる基金、いわゆる特目基金と称する基金の見直しです。

市には、一般会計における財源不足を補うための財政調整基金あるいは市債の償還に充てるための減債基金のほかに、特定目的のために積み立てを行う基金が財産区の基金を除いて21ございます。

特目基金は、将来的に見込まれる高額な出費に備えて予算に定める額を積み立てることで計画的な財政運営に必要な貯金に相当するものですが、これを多く持ちすぎますと、使徒が限られる貯金が増えて、やりくりがしづらくなるという弊害がございします。基金の中には、合併前の旧町村から引き継がれているものもございしますので、基金設置の目的や経緯を確認した上で、これを整理させ

ていただきたいとするものであります。

廃止する基金は、中央の表、左の教育文化振興基金と古今伝授の里交流施設管理基金です。

教育文化振興基金は、旧八幡町と旧高鷲村にあった基金を統合しましたが、合併後に活用した実績はございません。また、下段の古今伝授の里交流施設管理基金は、旧大和町時代に大和温泉やすらぎ館設置後に、経緯は不明ですけれども、ここから得られます入湯税を当該基金に積み立ててきたという基金であります。これら基金は、経緯などを確認した上で、廃止可能と判断しました。

現積立額は、新年度予算の財源として目的に沿った充当先とある事業に全額を充当し、残額をゼロ円にした上で廃止する改正です。

施行日につきましては、それぞれに理由を記載しておりますので、御覧おきください。

第1条の減債基金の廃止と過疎基金の新設は交付の日から、第2条の文言整理は令和6年4月1日から、第3条の2つの基金の廃止は令和7年4月1日としております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第11号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程14、議案第11号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第11号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

郡上市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めるとする。

改正内容を別資料で説明しますので御覧ください。

本条例は、国が定める手数料の標準政令の改正に伴って、第1条として市民課関係の改正、第2条として予防課関係を改正する議案です。

まず、第1条の市民課関係、1点目の改正内容は、（1）番の本籍地以外の市区町村窓口で戸籍謄本等を取得する場合の手数料の追加です。

戸籍謄本等は本籍地で取得すべきところを、戸籍法の一部改正によりまして、本年3月1日以降

は居住地や最寄りの市町村窓口で取得可能となり、これを広域交付と言います。イメージ図にありますように、上が現状、下が法改正後の取扱いです。現行条例には広域交付に係る手数料規定がありませんので、これを追加する改正が1点目です。

2点目は、資料下段の(2)戸籍又は除籍電子証明書提供用識別符号を発行する手数料の追加です。

識別符号とは、行政手続を電子申請する場合で戸籍謄本等の提出を要する事務に関しまして、当該謄本等の提出に代えて符号を提供することで、システムを介して戸籍情報を入手するための符号であります。申請者がこの識別符号を入手することで、資料中のパスポート取得のイメージがございしますが、戸籍謄本等の提出が不要になるために手続の利便性が向上いたします。これは将来的な措置ということであります。

この符号の入手方法としまして、マイナーバーカード所有者がマイナーポータルを通じて取得する方法と、市区町村窓口で取得の2通りがございます。前者が無料になるのに対して、後者は手数料が定められたということで、この規定を追加する改正であります。手数料の額は、表上段の戸籍関係が400円、除籍関係が700円です。

(3)の改正事項は、証明書の交付及び閲覧をできる情報に戸籍の届出の電子化情報を追加する改正でございます。

戸籍の届出の画像を電子化し、届出書等情報として作成ができるようになりますことから、証明書の交付及び閲覧をすることができる情報にこの情報を追加するという改正です。

4点目は、3ページ目にございます文言整理がございます。

次に、第2条の改正は、予防課に係る改正でございます。

1点目は、(1)に工業用と民生用の両方に液化石油ガスを供給する移動式製造設備の製造許可申請手数料の減額とございます。

バルクローリーと呼ばれますLPガスを運ぶ車両につきましては、移送先が工場などの工業用と、病院などの民生用により異なる法律の適用を受けることとなっております。

現在は2つの法律に基づく審査を受けることから、2つの手数料を支払う必要がございます。しかし、審査内容の多くが重複することから、液化石油ガス法に基づく許可を受けた場合は、その結果を使用することで、もう一方の高圧ガス保安法の審査に係る手数料を減額するという改正です。具体的に、改正前は処理容積の区分に応じて7,400円から9万1,000円であった手数料が、改正後は一律6,000円になります。

資料中段の(2)は、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可手数料の増額です。

当該貯蔵所は、危険物を貯蔵する円柱の大型の設備で、郡上市はもとより、岐阜県内にも該当施

設はございません。

今般の改正は、令和2年に安全対策が強化されたことにより審査時間が増加したことから、手数料の額を20%程度増額する改正です。市内に該当施設はないものの、政令改正に合わせて改正をするものです。

新旧対照表では、今ほど説明した部分に加線をして表記しておりますので、御覧いただければと思います。

なお、施行日は、第1条の市民課関係が令和6年3月1日から、第2条の予防課関係は令和6年4月1日からです。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第11号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩としたいと思います。再開は1時を予定いたします。

（午前11時52分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◎発言の訂正

○議長（田代はつ江） 最初に、加藤総務部長より発言を求められておりますので、発言を許可いた

します。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 先ほど提案させていただきました議案第10号につきまして訂正がございます。

郡上市基金条例の一部を改正する条例の資料中の第2条関係におきまして、財産区特別会計の統合に伴い、各財産区財政調整基金の名称を改めると説明いたしました。正しくは、各財産区特別会計財政調整基金に積み立てる額を定める会計名称を、郡上市財産区特別会計に改める。こちらが正しいでございます。先ほどの説明ですと、各財産区の特別会計の財政調整基金が統合されるような、そういったイメージにも受け止められますけれども、各財産区の財政調整基金は引き続き存続します。変更ございません。当該基金に積み立てる額を定める会計が、従来の個別の財産区特別会計から郡上市財産区特別会計に変更する改正でございます。

お詫びして訂正をいたします。申し訳ございませんでした。

◎議案第12号から議案第29号までについて（提案説明）

○議長（田代はつ江） それでは、日程15、議案第12号 郡上市監査委員条例の一部を改正する条例についてから日程32、議案第29号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例についてまでの18議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

齋藤監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（齋藤貴代） それでは、議案第12号をお願いします。

郡上市監査委員条例の一部を改正する条例について、郡上市監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりいただきますと、改正部分の新旧対照表がございますが、説明につきましては、3枚目の資料のほうでさせていただきますので、そちらを御覧ください。

1の趣旨としましては、地方自治法の改正によって、郡上市監査委員条例の第3条中にごございます地方自治法の引用条文に条ずれが生じたために、本条例の引用箇所を改正するものでございます。

2の内容ですが、この監査委員条例の第3条には、監査委員は地方自治法及び公営企業法に基づく監査の請求や要求があったときは、7日以内に監査に着手しなければならないことが定められており、その引用元の地方自治法が改正され、新たに条文が6条追加されたことで、条ずれが生じた

ものでございます。内容的に変わるものではございません。

3、施行日は令和6年4月1日からとなっております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、議案第13号をよろしくお願いいたします。

郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、郡上市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、企業立地奨励金等を受けられる基準の特例期限を延長するため、この条例を定めようとするものであります。

1枚おめくりをいただきますと、新旧対照表がございます。この条例附則の第3項中の交付対象者の特例期限を令和6年3月31日までとしていたものを、令和9年3月31日までに改め、延長するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

次のページに資料を付けておりますので御覧をいただきたいと思います。

こちらの資料で、奨励金を受けられる基準の特例等について説明させていただきます。

まず、この条例によって、事業者は市内に工場、事務所等を新設または増設・移設した場合に雇用要件などの基準を満たせば、市はその事業者に対して企業立地奨励金ではちょうどこの資料の下段のほうに記載がしていますが土地に係る奨励金を3,000万円上限に1回交付し、右枠の事業所等設置奨励金では土地、建物等の固定資産税相当額を3年間交付するものであります。

その要件につきましては、中段の枠内に記載がございますが、市外から市内へ事業所等を新設した場合、投下固定資産額が5,000万円以上で、かつ、新たに常時雇用する従業員5人以上が原則であること。市内に事業所等を増設または移設した場合では、その投下固定資産額が3,000万円以上で、かつ、新たに常時雇用する従業員を3人以上というのが原則であります。

この雇用要件につきましては、リーマンショック直後の平成21年から緩和を適用しておりまして、その後においても人手不足の深刻化、コロナ感染症の影響等により、現在までこの要件を、緩和を延長しているところでございます。

要件緩和といたしましては、本来5人以上とあるべきところを3人以上に読み換え、本来3人以上とあるべきところを1名以上と読み換えるもので、今回もこの要件緩和の特例期限を今般のエネルギー価格、物価高騰の影響等に鑑み、さらに3年間延長させていただきたいというのが、このたびの一部改正の趣旨でございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、私のほうから、議案第14号から第17号までの上程の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

初めに、議案第14号をお願いします。郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例について、郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めるようにするものでございます。

おめくりいただきますと、新旧対照表が2ページにわたって書いてございますが、その後のページに資料を付けてございますので、こちらの資料にて説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

今回の改正理由、先ほど申しましたように、引用法令である、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、以下「配偶者暴力防止等法」の一部改正に伴いまして、所要の規定を整理するものでございます。

改正点でございますが、これまで市営住宅等への入居施策におきまして、単身の入居を可能とする特例の中に、配偶者暴力防止等法に基づく被害者等が入居を可能としておったわけですけど、これに関しまして、令和6年4月1日施行の、この配偶者暴力防止等法の一部改正に基づきまして、市営住宅等の管理条例について整理をするものでございます。

これまでの引用法令では、保護命令として接近禁止命令と退去命令が、この10条の1項に規定されていましたが、こちらの改正後には第10条第1項と第10条の2に分けて規定をされるということになりましたので、市営住宅及び市有住宅の管理条例について一部の改正を行うということでございます。

改正前におきましては、「配偶者の暴力防止等法第10条第1項」とあったものを、改正後には、「配偶者暴力防止等法第10条第1項又は10条の2」に改めるものでございます。

下段には、参考までに、この引用法の改定の部分の抜粋を付けてございますが、右側の改正前においては保護命令というくくりでございましたが、改正後には接近禁止命令等と退去等命令、こちらに分かれたということでございますので、これによる改定を行わせていただくというものでございます。

新旧対照表の最後でございます。附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するというものでございます。よろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、議案第15号をお願いします。

郡上市景観条例の一部を改正する条例について、郡上市景観条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。太陽光発電設備の設置に対して、良好な景観の形成が促進されるよう、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

こちらもおめくりいただきますと、次の2ページにわたって新旧対照表がございますが、その後資料を付けてございますので、こちらで概要につきまして御説明をさせていただきます。

改正理由でございますが、歴史的な町並みや豊かな自然景観が多く残される本市において、増加傾向にある太陽光発電設備の設置に対して、適切な景観誘導を図り、良好な景観の形成が促進されるよう、郡上市景観条例第9条の規定による届出を要する行為に関して、所要の規定を整備するものでございます。

主な改正点でございます。太陽光発電設備の設置にかかる届出を要する行為の追加をするものでございます。

その行為につきましては、まず1つ目としまして、市域全域におきまして、太陽電池モジュール、いわゆるパネルですね。これの合計面積が1,000平米以上のもの。

2つ目としまして、景観体験軸に指定した道路・鉄道から幅50メートルにかかる範囲のものについて、太陽電池モジュール（パネル）の合計面積が300平米以上のものというもの。この今の2つ目の景観体験軸というものは、郡上市景観計画において設定しております、主に高速道路であったりとか、国道、長良川鉄道、こういった主要道路から、要は一定の幅の中にあるエリアというものを取り決めしておりますので、ここの部分に関わるものという意味でございます。

それと、3番目としまして、上記の1番、2番を含む全域につきまして、歴史的風致維持向上計画、こちらに位置づけをする、維持向上すべき歴史的風致の範囲及び重点区域に設置する太陽光発電設備については全てのもの。ただし、自家用で発電力10キロワット未満のものは除くということで、この上記1番、2番につきましては、それぞれ届けの基準を定めておりますが、これらの範囲につきましては、屋根、屋上、壁、問わず届出が必要とするものです。ただし、自家用の発電力10キロワット未満のものは除くこととしております。

資料の次のページには、先ほどの3番目の歴史的風致維持向上計画とはということで、こちらの計画の概要を参考資料として添付をしておりますので、お目通しをいただければと思います。

新旧対照表の最後になりますが、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案第16号でございます。郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について、郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定め

るものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。県単独土地改良事業の補助率の改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

次のページからは、新旧対照表を付けてございます。この土地改良事業につきましては、実施に伴うそれぞれの分担金の額を別表に掲げる率としております。それが下段からあります改正後と、次のページにあります改正前で新旧を比較してございますが、初めに2ページ目の改正前のほうを見ていただきたいと思います。こちらが先ほど言いました別表の中に示されている内容でございますが、この表の中の一番右側に、地元分担金率等という欄がございます。これがそれぞれの事業に対する分担金の率を表記しているものでございますが、この事業名のところは2番から3番、4番、5番とありますが、この1番につきましては、県営事業が表記されている部分ですけど、こちらにつきましては、昨年の3月の定例議会におきまして、今般と同じような改定を行っておりますので、今回は2番からの部分を改定する形になります。

この右側の地元分担金の率等のところには、それぞれ事業に応じまして、100分の10であったり、100分の25と、それぞれ率の表記がしてございます。

今度は戻っていただきまして、改正後のほうを見ていただきます。こちらが、今回の改定をしようとする地元分担金の率等でございます。先ほど説明したように、これまでは各事業につきましては、100分の10とかということで固定の率を表記しておりましたが、今般、その県単事業の補助率の改定に合わせまして、団体営事業以下の部分については、それぞれ、例えば団体営事業につきましては、100分の10以内とし、市長が別に定める率ということで、この項目をそれぞれ率の後段に付け加えをさせていただきました。

ただし、5番目の市単独事業、こちらの(3)の単独の災害復旧です。こちらは、改定前は10%というふうに書いてございましたが、こちらにつきましては、改定では、国庫災害復旧事業の率に準じ、市長が別に定める率ということで、ただし、農業災害については負担金はなしということでございます。

今回の県単の補助事業につきましては、事業メニューの中の一部につきまして、これまで40%で補助であったものが、45%ということで5%上がりました。それによりまして、この5%分を地元分担率に還元するような形をとらせていただきたいということで、ただし、先ほど説明しましたように、その率の表現につきましては、それぞれ現行の率以内として別に要項で定めさせていただくという手続きをとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、これにつきましては、附則としまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、議案第17号でございます。郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例について、郡上市林道事業分担金等に関する徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。林道事業の円滑な推進を図ることを目的に、林道事業分担金の率を改めるため、この条例を定めるようとする。

おめくりいただきますと、新旧対照表は付けてございます。表につきましては、上段が改正後の表、下段が改正前の表になります。こちらにつきましては、いわゆる一般的な林道事業の分担金につきまして、こちらそれぞれ別表にその率を表記してございます。

まず、下段の改正前のほうを見ていただきたいと思います。こちらにつきましては、公共事業、単独事業とそれぞれが、先ほどの土地改良事業と同じように、事業費の何%というふうな表記がしてございます。こちらにつきまして、上段の改正後の別表を見ていただきたいと思います。改正後についての分担金の率につきましては、改正前の事業費の何%という表記以内とし、市長が別に定める率ということで、この文言をそれぞれ加えさせていただきます。

なお、災害復旧事業の市単独事業、こちらにつきましては、公共事業の率に準じ、市長が別に定める率ということで、こちらにつきましては、災害復旧の補助事業による地元分担金の率と単独事業によります地元分担金の率、こちらのバランスが少し、通常の状態ではいいんですけど、特別な事情がある状態とか被災の状況によって、こちらが乖離しているということがありますので、今回それも踏まえまして条例の改定をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行するということでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） 議案第18号をお願いいたします。郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整理し、郡上市污水处理施設整備構想に基づき、くじ本地区農業集落排水処理施設及び三日市地区農業集落排水処理施設を下水道の美並中央クリーンセンターに事業統合するため、この条例を定めようとするものであります。

おめくりいただきまして、郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す

る条例を新旧対照表で説明させていただきます。

当条例第5条、条文中下線部の地方自治法第243条の2の2職員の賠償責任が地方自治法の一部改正に伴いまして第243条の2の8に条ずれしたため、この規定を引用する箇所の改正を行うものであります。

2点目といたしまして、その下段の別表第4でございます。

別表第4の右側の改正前の部分は、条例第2条第6項で農業集落排水処理施設の名称1及び処理区域を定めるものでありますが、この中の美並地区のくじ本及び三日市農業集落排水処理施設を令和5年度の下水統合工事にて美並中央クリーンセンターに統合いたします。これに伴い、別表第4、改正前の下線部を削除するものであります。

なお、この条例改正は令和6年4月1日から施行するものでありますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、私からは、議案第19号から25号までを御説明させていただきます。

議案第19号 郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、この条例を定めようとするものです。

次のページが新旧対照表、その次に資料を添付しております。先に資料にて御説明をさせていただきます。

背景ですが、令和元年8月に、災害弔慰金の支給に関する法律が改正され、自治体における災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議することを目的とした審議会その他の合議制の機関の設置が努力義務化されました。

災害弔慰金等の受給対象者には、災害の直接的な被害による死亡者や障がい者だけではなく、災害に伴う過労や環境悪化等が引き起こした内科的原因に基づく死亡者や障がい者も含まれるとされており、災害による死亡及び障がいであるか否かの判断が困難な場合には、迅速かつ正確な支給決定のため、有識者による審査が必要であると考えられます。

災害弔慰金とは、災害により死亡した住民の遺族に対し支給されるもので、弔慰金の額は死亡者が支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合500万円、上記以外の場合250万円です。

災害障害見舞金は、災害によって負傷又は疾病にかかったりした後、その後、治った後、あるいは

は病状が固定したときに精神または身体に障がいがある市民に対し支給されるもので、見舞金の額は、障がい者が世帯の生計を主として維持していた場合250万円、上記以外の場合125万円です。

郡上市におきましては、これまで審議会などを設置しておりませんでした。近年の災害発生時には災害関連死が大きな問題とされていることなどから、災害弔慰金等支給審査委員会を設置するものです。

災害弔慰金等支給審査委員会は、災害弔慰金等の支給に係る審査をするために設置します。委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めます。規則につきましては、令和5年度中に改正予定です。

支給決定の流れですが、死亡者の遺族または障がい者本人から必要書類の提出をしていただき、市が必要書類の検査、死亡者等の調査を実施した後、委員会を設置し、委員会において支給に係る審査を実施。委員会の審査結果に基づき、市が支給を決定します。

新旧対照表を御覧ください。

附則になりますが、施行期日は令和6年4月1日から施行します。

また、委員の設置に伴い、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正します。

2ページの区分に、災害弔慰金等支給審査委員会委員を、報酬に日額6,000円を追加します。

続きまして、議案第20号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正及び母体保護法施行規則等の一部改正等に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

次のページから、新旧対照表が3ページまであり、その次に資料を付けております。資料にて御説明をいたします。

まず、根拠法令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令に伴うもので、改正条文の該当箇所は第15条と第36条第3項となります。

改正の趣旨は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、指定都市等における認定こども園の認定又は認可に係る都道府県への

事前協議を事前通知に見直すなどのため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項が同条第10項に改正されたことにより所要の改正を行うものと、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準において特別利用教育の基準規定を整備する改正に伴い、読み替え条文を改めるものです。

改正の内容ですが、1点目、特定教育・保育の取扱方針第15条です。条例で引用している就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の第3条第11項が同条第10項に改正された引用条項番号を変更します。

2点目、特別利用教育の基準。次のページをお願いします。

今回の改正の関係を示したものになります。今回の条例改正につきましては、この表の中央、右側の欄にある第36条第3項でございますけども、その読み替え条文であります。上の欄、第6条第2項では、下線部分の表記、「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」としており、下の欄、左側、第35条第3項の読み替えの表記も同じように、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」とされております。ですので、右側の第36条第3項でも、この表記に合わせて下線部分を追記いたします。

用語説明になりますが、特別利用保育とは、3歳以上の保育の必要のない子どもを、市内に幼稚園がない、または定員や障がいにより入園できない等の場合において、地域における教育体制の整備状況、その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限り、保育所にて行う保育のことです。

特別利用教育とは、満3歳以上で保護者の就労や疾病等により家庭での保育が困難な子どもが地域に保育所等がなく入園できないため、幼稚園にて教育を受けることです。

3ページをお願いします。

根拠法令としましては、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴うもので、改正条文の該当箇所は、第23条、第53条となります。

改正の趣旨は、改正府令第2条により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことにより所要の改正を行います。

内容ですが、（1）掲示に関する改正（第23条）です。

基準府令第23条に規定する施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。

（2）電磁的記録等に関する改正（第53条）。

現法上フロッピーディスク等の特定の記録媒体での提出等を求める規定について、手続きのオンライン化の支障となっていることから、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう見直しをし、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図ることとするものです。

続きまして、根拠法令、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令に伴うもので、改正条文の該当箇所は第48条となります。

改正の趣旨は、整備府令第5条により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により所要の改正（表記の整理）を行います。

内容ですが、定員の遵守（第48条）「利用定員の定員」を「利用定員」の表記に改めます。

この条例は、令和6年4月1日から施行となります。

続きまして、議案第21号をお願いします。

郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について、郡上市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定める等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものです。

次のページが新旧対照表になります。

第6条においては、3年に一度の介護保険料の改定に伴って対象年度を改正します。また、所得段階ごとに国が介護保険施行令で定める標準保険料率に従って計算した保険料の金額を年額で定めています。今回は政令の改正によって所得段階が9段階から13段階へ細分されたことに対応しています。

第6条第2項では、国の標準保険料にかかわらず郡上市の裁量によって定めた保険料率を適用して計算した保険料の金額を定めています。第2段階と第4段階について、独自の保険料率を採用したことによります。

附則第19条においては、令和6年度から令和8年度までの特例として国の政策による低所得者の保険料の軽減を反映した後の第1段階から第3段階までの保険料の金額を定めています。

次のページになります。

附則、施行期日ですが、この条例は、令和6年4月1日から施行します。

次のページから資料を付けておりますので、資料の御説明をさせていただきます。

改正の内容ですが、1点目、第9期（令和6年度から令和8年度まで）の第1号被保険者の介護

保険料の基準額、これは第5段階に相当するものになりますが、月額で4,800円、第8期と同額とします。

2点目、所得段階のうち第9段階を細分化し、新たに第10段階から第13段階を設けます。表は、この基準額に基づいて各段階に応じた保険料率を掛け合わせた保険料の一覧です。今回の改正における重要な点は、所得段階を9段階から13段階に細分化したことです。国の政令改正に基づくものですが、意図としては、制度の持続性を確保するため、高所得者に適切な負担を求め、低所得者の負担を一層軽減することになります。

保険料率については、国が示す標準率を参酌して保険者の裁量で定めることができるとされています。郡上市においては、大半において国の標準率を採用しており、国の制度に基づき第1段階、第2段階、第3段階の保険料軽減を継続します。第2段階と第4段階は保険者裁量による調整を実施します。第2段階は国の標準率から0.1下げて0.385に、第4段階は0.05下げて0.85としています。これは第8期の保険料と比較して金額が上昇することを防ぐための措置です。

以上の結果として、各段階における介護保険料は、第8期と比較して月額ベースで第1段階から第3段階はマイナス72円、第4段階から第9段階までは変更なし、新設した第10段階から第13段階は960円から3,360円の増加となります。

次のページをお願いします。

表は、各段階の所得基準等を示しています。第9段階まではこれまでと変更ありませんが、第10段階以上の新設に伴ってそれぞれ所得基準を設けており、第9段階以上の所得水準の高い方の構成比率は、郡上市においては4.7%と試算しています。

表の下に保険料の算定方法を示しています。①が3年間の介護費用の総額となりますが、これに②の第1号被保険者の負担割合を掛け、③の3年間の第1号被保険者の述べ人数で割ったものを1か月当たりの金額に換算したものが第9期に必要な介護保険料の基準額となります。

第9期計画期間における費用額の概要ですが、ア) サービス給付費の見込みは、令和3年から4年にかけて、例年より死亡者数が多い状況が続いたことにより、要介護認定者数及びサービス給付費が減少に転じました。これに伴い、第9期期間内のサービス給付費は介護報酬のプラス改定を加味しても伸びは限定的であり、第8期と同様の水準で推移すると見込んでいます。

イ) 介護報酬の引き上げは令和6年の介護報酬の改定率は1.59%のプラス改定となる見込みです。次のページをお願いします。

グラフは、介護給付費の推移を示しています。

資料の訂正のほうをお願いしたいと思います。印刷でお渡ししている資料になりますが、グラフの左上に単位を示していますが、「円」ではなく、正しくは「千円」でした。申し訳ありませんが、訂正をお願いします。

なお、タブレットのデータにつきましては訂正をしております。

令和2年度で一旦上昇しましたが、死亡者の増などの要因により、令和3年度以降は減少傾向で推移しています。第9期期間もおおむね第8期と同水準で推移すると見込んでいます。

下の円グラフは、介護保険費用の負担割合を示しています。おおむね50%が国、県及び市による公費で賄われています。残りの50%が保険料で賄われており、このうち条例で定める第1号被保険者の負担割合は23%、40歳から64歳に当たる第2号被保険者の負担割合は27%です。第2号被保険者の介護保険料は医療保険料に合算されて徴収されています。

次のページをお願いします。

グラフは第1号被保険者である65歳以上の方の数の実績と推計を表しています。前期高齢者人口は令和2年から既に減少に転じており、後期高齢者人口も令和12年のピークから減少に転ずると見込んでいます。

次のページをお願いします。

先ほど御説明しました保険料の算定方法で算出し、財政調整交付金算定率を考慮した第9期中に必要な保険料基準額は、計算上では5,301円となります。これに対して介護給付費準備基金を2億3,000万円取り崩すことで、保険料を443円軽減し、軽減後の金額の100円未満を切り捨てて、基準額を第8期の同額である4,800円としました。グラフにつきましては、介護給付費準備基金の残高の推移を示しています。

申し訳ありません。ここでも資料の訂正をお願いします。グラフの左上に単位を示していますが、「千円」ではなく「万円」に訂正をお願いします。申し訳ありません。

令和5年度末の見込みは約4億5,000万円ですが、第9期中の取り崩しにより、令和8年度末の残高は約2億3,000万円になると見込んでいます。

次のページをお願いします。

グラフは介護保険料基準額の推移です。第7期から4,800円としております。岐阜県の第8期の平均基準額は5,931円となっております。

続いて、議案第22号 郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、郡上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

次のページからが新旧対照表で36ページまであります。その次に添付した資料1及び2により御説明をさせていただきます。

まず、地域密着サービスとは、要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成18年4月の介護保険制度改正により創設されたサービス体系で、市町村が、事業者の指定や監督を行う、原則指定をした市町村の被保険者のみがサービスを利用できます。

サービスの種類につきましては、資料1の後に資料2を添付しておりますので御覧ください。

表の真ん中、要介護1から要介護5の方が対象となるサービスで、郡上市内には、地域密着型通所介護が8施設、認知症対応型共同生活介護が7施設、小規模多機能型居宅介護が2施設、地域密着型特定施設入居者生活介護が1施設あります。

資料1の1ページにお戻りください。

主な改正内容です。

1点目、多機能系サービス（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）の基準の一部改正。

第83条、第192条は、（1）管理者の兼務基準の緩和で、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から下記の取扱いを可能とするものです。

（看護）小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所との職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととなります。

改正前は、併設する入所・入居系サービス又は同一敷地内の訪問系サービスに限定されておりました。

第197条は、（2）「通い」「泊まり」に看護サービスを含むことの明確化（看護小規模多機能型居宅介護のみ）です。全世代型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正によりサービス内容の明確化が図られたことによる所要の改正を行うものです。

看護小規模多機能型居宅介護の拠点でのサービス提供時に、日常生活上の世話、機能訓練と併せて「療養上の世話」又は「必要な診療の補助」を妥当適切に行うものとする。

改正前は、「療養上の管理の下」でサービスの提供を妥当適切に行うものとされておりました。

次のページをお願いします。

第106条の2は新設で、（3）介護現場の生産性の向上。

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるものです。

2、居住系サービス（地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）の基準の一部改正。

第125条、147条ですが、（1）協力医療機関等との実効性のある連携体制の構築で、以下の2点の要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとしています。

①入所者の病状の急変に常時対応できる医師又は看護職員を確保。

②必要が生じた際に診療を行う体制を常時確保。

1年に1回以上協力医療機関との間で入所者の病状急変時の対応を確認すること。

協力医療機関等への入退院後、速やかに再入所できるように努めること。

新興感染症の発生時の対応を第二種協定指定医療機関との間で取り決めておくように努めること。

第106条の2も新設です。

(2) 介護現場の生産性の向上で、これはこのページの上から3行目、1の多機能系サービス、(3)の改正内容と同じになります。

3、施設系サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の基準の一部改正。

第165条の2は、(1) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付けで、地域密着型介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また1年に1回以上見直しを行うことを義務付けるものです。

第187条は、(2) ユニットケアの質の向上のための体制の確保で、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととするものです。

第172条は、(3) 協力医療機関等との実効性のある連携体制の構築で、このページの上から9行目、2の居住系サービス、(1)の改正内容と同じです。

第106条の2、新設です。(4) 介護現場の生産性の向上で、このページの3行目の改正内容と同じです。

次のページをお願いします。

4、全サービスに共通する運営基準の一部改正。

第34条（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）、(1) 「書面掲示」規制の見直し。事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるものです。

第7条ほか、記載のとおりになりますけども、(2) 管理者の兼務範囲の明確化で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化するものです。

第24条のほか、記載のとおりとなりますが、(3) 身体的拘束等の適正化の推進で、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行います。

ア、短期入所系サービス、多機能系サービス。身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。

イ、訪問系サービス、通所系サービス。利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な

い場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるものです。

5、その他。

1 から 4 までのほか、省令の改正に基づく所要の規定の整備を行います。

この条例の施行期日は令和 6 年 4 月 1 日となります。

続きまして、議案第23号 郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 6 年 2 月 20 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

次のページからが新旧対照表で、12ページまであります。その次に添付した資料 1、2 により御説明いたします。

地域密着型介護予防サービスについて、資料 1 の後の資料 2 を御覧ください。対象者は、表の左側、要支援 1、2 で、市内の施設は一番右側です。

介護予防認知症対応型通所介護（単独型、併設型、共用型）は、利用対象者、要支援 1、要支援 2 で、市内にはありません。

表では 2 つ下になりますけれども、介護予防小規模多機能型居宅介護、利用対象者、要支援 1、要支援 2 で、市内に 2 施設あります。

その上、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、利用対象者は要支援 2 で、市内に 7 施設あります。

資料 1 の 1 ページにお戻りください。

主な改正内容です。

1、多機能系サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護）の基準の一部改正。

第45条は、（1）管理者の兼務基準の緩和。介護予防小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所との職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。改正前は、併設する入所・入居系サービス又は同一敷地内の訪問系サービスに限定されていました。

第63条 2 は新設で、（2）介護現場の生産性の向上。利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるものです。

2、居住系サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護）の基準の一部改正。

第83条、（１）協力医療機関等との実効性のある連携体制の構築。以下の２点の要件を満たす協力機関を定めるように努めることとしています。①入所者の病状の急変に常時相談対応できる医師又は看護職員を確保。②必要が生じた際に診療を行う体制を常時確保。１年に１回以上協力医療機関との間で入所者の病状急変時の対応を確認する。協力医療機関等への入退院後、速やかに再入所できるように努めること。次のページをお願いします。新興感染症の発生時の対応を第二種協定指定医療機関との間で取り決めておくように努めることとしています。

第63条の２は新設で、（２）介護現場の生産性の向上で、１ページの多機能系サービス、（２）と同じです。

３、全サービスに共通する運営基準の一部改正。

第32条（介護予防認知症対応型通所介護）、（１）「書面掲示」規制の見直し。事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるものです。

第６条、10条、72条、79条は（２）管理者の兼務範囲の明確化で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化するものです。

第40条、42条、53条は（３）身体的拘束等の適正化の推進で、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行います。ア、多機能系サービス。身体的拘束等の適正化のための措置、委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務付ける。イ、通所系サービス。利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるものです。

４、その他。

１から３までのほか、省令の改正に基づく所要の規定の整備を行うものです。

この条例の施行期日は令和６年４月１日となります。

続きまして、議案第24号 郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和６年２月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

次のページからが新旧対照表で、８ページまであります。その次に添付した資料により御説明を

いたします。

介護予防支援とは、要支援 1 または要支援 2 の認定を受けた方が自宅で介護予防のためのサービスを適正に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行うもので、地域包括支援センターのほか、事業所指定又は委託の方法により居宅介護支援事業所が実施できます。

改正内容は、（１）指定居宅サービス事業者との連携によるモニタリング、第31条、第19号です。次に掲げる要件を設けた上で、3 か月を単位とする期間において少なくとも 2 期間に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができる。ア、利用者の同意を得ること。イ、サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他関係者の合意を得ていること。利用者の心身の状況が安定していること。利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

（２）介護予防支援の円滑な実施、第 3 条、第 4 条、第31条第33号です。居宅支援事業者が指定を受けて介護予防支援を実施する場合の人員基準を定める。常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないこと。やむを得ない理由がある場合は介護支援専門員を管理者とすることができます。管理者は、同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除き、専らその職務に従事するものでなければならないこと。次のページをお願いします。市に対する情報提供。市において管内の要支援者の情報を適切に把握する観点から、市から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を情報提供することとする。

（３）「書面掲示」規制の見直し、第22条です。事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加えて、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるものです。

（４）身体的拘束等の適正化の推進、第31条第 3 号、第 4 号です。身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるものです。

（５）その他、（１）から（４）までのほか、省令の改正に基づく所要の規定の整備を行います。この条例の施行期日は令和 6 年 4 月 1 日となります。

続きまして、議案第25号 郡上市指定介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

次のページからが新旧対照表で、8ページまであります。その次に添付した資料により御説明をさせていただきます。

居宅介護支援とは、介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行うもので、サービスを受けられる人は、要介護認定、要介護1から要介護5の方です。利用者負担は原則無料です。

改正内容です。

（1）内容及び手続きの説明及び同意、第7条第2項。次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。前6か月に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の各サービスの利用割合。前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合。

（2）指定居宅サービス業者との連携によるモニタリング、第16条第17号。次に掲げる要件を設けた上で、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができる。ア、利用者の同意を得ること。イ、サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。利用者の心身の状況が安定していること。利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。介護支援専門員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

次のページをお願いします。

（3）ケアマネジャー1人あたりの取扱件数、第5条です。指定居宅介護支援事業所ごとに必要となるケアマネジャーの員数について次のとおりとする。ア、原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44以下であれば、必要なケアマネジャーの員数は1とし、44の倍数（44に満たない端数の場合も含む）ごとに1つずつ増すこととする。イ、指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータ送信システムを活用し、かつ事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49以下であれば、必要なケアマネジャーの数は1とし、49の倍数（49に満た

ない端数の場合も含む) ごとに1ずつ増すこととする。

(4) 「書面掲示」規制の見直し、第25条です。事業所の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるものです。

(5) 管理者の兼務範囲の明確化、第6条。管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等でなくても差し支えない旨を明確化します。

(6) 身体的拘束等の適正化の推進、第16条第3号、第4号。身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行います。利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるものです。

(7) その他、(1) から(6) までのほか、省令の改正に基づく所要の規定の整備を行います。

この条例の施行期日は令和6年4月1日となります。

以上となります。

○議長(田代はつ江) 藤田郡上市民病院事務局長。

○郡上市民病院事務局長(藤田重信) それでは、議案第26号をお願いします。

郡上市病院事業設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとする。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表がございます。最終ページに資料がございますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。

提案趣旨としましては、地方自治法の一部改正に伴い、郡上市病院事業の設置等に関する条例の引用条文に条ずれが生じたため、引用箇所の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、第4条中「第243条の2の2第4項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

この条例の施行日につきましては、令和6年4月1日となります。よろしくお願いいたします。

○議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

○教育次長(長尾 実) それでは、私のほうからは、議案第27号から29号までを続けて説明させていただきます。

議案第27号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり

定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。学校結核対策委員会委員及び学校検尿判定委員会委員のうち、専門的な見識による判定を必要とする医師の報酬を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

最後のページに資料をつけております。こちらのほうで説明させていただきます。

改正内容につきましては、両委員会委員とも、医師、校長会、養護教諭代表等で構成されている委員会でございます。医師とその他の委員に区別し、医師の報酬の規定を加えるものでございます。

医師の報酬につきましては、月額6,000円から、介護認定審査会委員（医師）等と同額の月額1万5,000円とするものでございます。両委員とも、事前に資料をお渡しし、専門的知見で判定をいただくことから、他の委員に比べ負担も大きいことから、このたび改正をするものでございます。

また、岐阜県の教育支援の手引の委員会名表記に合わせ、教育支援委員会委員、教育支援検討委員会委員に名称を変更するものでございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第28号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。

郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、小中学生が博物館等に来館しやすくすることによりまして、市内の歴史・文化の学習機会の推進を図ることを目的に、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

こちらにつきましても、資料にて説明をさせていただきます。最後のページに示しております。

一部改正する条例でございますが、郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例、郡上市八幡楽藝館の設置及び管理に関する条例、郡上市大和古今伝授の里フィールドミュージアムの設置及び管理に関する条例の3つの条例を改正いたします。

改正内容につきましては、入館料の規定の改正で、対象施設については記載の施設でございます。内容につきましては、小中学生個人110円、団体60円を無料とするものでございます。

また、2点目といたしましては、入館料の減額及び免除の条項を削除ということで、対象施設につきましては、郡上八幡楽藝館の設置及び管理に関する条例でございます。第6条（入館料の減額及び免除）を他の条例に合わせて規則で明記することとしたため削除し、これに伴い第5条に「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。」規定を追加するもので、他の条例に合わせ、減額及び免除については規則にて詳細に定める

ものでございます。

3点目が、3つの条例の語句の統一を図る改正でございます。

以上、施行日につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第29号 郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例について。

郡上市立学校体育施設等開放条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、大和地域の小学校統合による大和小学校の新設に伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表の改正前の部分でございますが、大和地域の小学校統合に伴い、大和西小学校、大和南小学校、大和北小学校、大和第一北小学校の体育館及び屋外運動場を学校開放施設から削除し、新たに開校します大和小学校の体育館、屋外運動場を追加するものでございます。

施行日は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は14時25分を予定しております。

（午後 2時13分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時25分）

◎議案第30号から議案第37号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程33、議案第30号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第8号）についてから日程40、議案第37号 令和5年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）についてまでの8議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、補正予算8会計をお願いいたします。

議案第30号 令和5年度郡上市一般会計補正予算（第8号）について、議案第31号 令和5年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第32号 令和5年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第33号 令和5年度郡上市介護サービス事業特別会

計補正予算（第3号）について、議案第34号 令和5年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第35号 令和5年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第36号 令和5年度郡上市工業団地事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第37号 令和5年度郡上市病院事業会計補正予算（第3号）について、上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

補正予算書の一般会計1ページをおめくりください。

令和5年度郡上市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億3,625万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310億2,808万3,000円とする。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表 繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表 債務負担行為補正による。

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表 地方債補正による。

6ページをおめくりください。

第2表の繰越明許費の補正です。1点目は追加です。長良川鉄道近代化整備事業について1億2,957万8,000円。半導体不足の影響によりまして、列車集中制御装置の納期遅延でございます。

戸籍住民基本台帳事務経費は1,094万5,000円。戸籍等に振り仮名を付与するシステム改修につきまして、国からの資料提示が遅れているという理由でございます。

郡上偕楽園移転整備事業1,690万5,000円。設計に関する諸条件を精査するための関係者からの意見聴取に時間を要しているためです。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業90万9,000円。コロナワクチン3月接種分の国保への請求が5月末となるためでございます。

ごみ収集車等整備事業651万9,000円。ダンプ購入につきまして部品等の供給の遅れによる納品の遅延です。

畜産担い手育成総合整備事業1,541万5,000円。堆肥運搬車について、資材部品の調達が遅れているためです。

森林経営管理事業2,880万2,000円。森林所有者との調整に時間を要しております。

企業誘致関連整備事業4,615万6,000円。工業団地整備のためのアクセス道に隣接する関係機関との協議に時間を要しております。

県営道路改良事業負担経費74万1,000円。負担金対象事業が県の国補正予算活用による工期延長に伴いまして負担金の支払いが翌年度以降になるためでございます。

踏切道改良計画事業4,600万円。施工に係る関係機関との調整に時間を要しております。

除雪機器整備事業828万1,000円。半導体関連部品の供給不足の影響による遅延でございます。

次に参りまして、消防活動経費98万円。本年4月新規採用の被服を今回の補正予算で計上してございます。年度内納品が困難なためであります。

消防団員貸与被服等整備事業46万7,000円。消防団員の活動服の納品遅延です。

小学校統合整備事業1億2,333万8,000円。仮設校舎の完全撤去や、撤去後に施工する外構工事について、年度内完成が困難なためでございます。

学校給食センター備品更新事業905万7,000円。半導体関連部品の供給等に遅延が生じてございます。

単独災害復旧事業（農地農業用施設）480万円。関係する地権者協議に時間を要しております。

単独災害復旧事業（林業用施設）150万円。近接する別工事完了後の施工となることから、年度内完了が困難となっております。

単独災害復旧事業（公共土木施設）86万2,000円。補助災害の施行に伴う単独の附帯事業の年度内完了が困難なためでございます。

総額で4億5,125万5,000円の追加でございます。

8ページをお願いいたします。

第2表の変更でございます。上から道整備交付金事業は、補正後の額を、右側の6,000万円に1,300万円の増額です。他所発注工事との建設発生度受入れ調整に時間を要したことによる増額であります。

農山漁村地域整備交付金事業は3,933万4,000円に1,138万4,000円の増額です。用地買収に伴う関係機関との協議に時間を要しているためです。

過疎対策道路整備事業2,100万円に1,100万円の増。用地買収に伴う関係機関との協議に時間を要したためです。

辺地対策道路整備事業8,523万9,000円に2,323万9,000円増。工事施工区間における通行規制と地元及び関係機関との調整に時間を要しております。

社会資本整備総合交付金事業1億3,182万6,000円に9,482万6,000円の増。移転補償物件の調整等に時間を要しております。

道路メンテナンス事業5,150万円に3,150万円の増。橋梁補修について、河川管理者との協議に時間を要したためであります。

9ページの第3表をお願いします。

第3表は、債務負担行為の補正で追加です。

がんばれ子育て応援事業について、新たに給付の対象となるお子さんの分について、令和5年度から令和10年度まで向こう5年間、54人分の2,700万円の追加をお願いします。

10ページをお願いします。

第4表の地方債補正。1つ目は追加です。

単独災害復旧事業は、限度額1,600万円の追加で、昨年7月豪雨災害等による災害復旧の事業費確定による追加であります。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業は1,210万円の追加で、国の補正予算対応によります道路メンテナンス事業に係る財源とさせていただきます。

合計で2,810万円の追加で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

2つ目は変更です。補助災害復旧事業は、表の右側の変更後の限度額を1億3,740万円に変更します。事業費確定による増減を相殺し、40万円の減です。

一般単独の緊急自然災害防止対策事業は1億8,540万円に、過疎債への変更により1,380万円の減額です。

辺地対策事業は4億8,070万円に、事業費確定による増減を相殺し、150万円の減。

過疎対策事業は20億3,560万円、事業費確定による減、過疎債への組替えによる増、また、議案第10号で説明しました過疎ソフト分の基金積立てによる増を相殺しまして1億5,980万円の増額となります。

臨時財政対策債は8,730万円に、発行額の確定により1,670万円の減額。

総額で30億5,160万円に1億2,740万円の増額でございます。

起債の方法等に変更はございません。

一般会計は以上ですので、次に国民健康保険特別会計補正予算書をお願いします。

1ページを御覧ください。

令和5年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ101万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,326万1,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ339万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,806万円とする。

介護保険特会の補正予算書を次にお願ひいたします。

1ページをお願いします。

令和5年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,194万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億59万5,000円とする。

以上でございますので、介護サービス事業特別会計補正予算書をお願いいたします。

1ページでございます。

令和５年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ815万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億316万8,000円とする。

第２条、地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第２表 繰越明許費による。

４ページへお願いいたします。

第２表の繰越明許費は、郡上偕楽園移転整備事業について5,209万5,000円を繰り越します。設計に関する諸条件を精査するための関係者からの意見聴取に相当の時間を要する見込みのためです。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算をお願いいたします。

１ページです。

令和５年度郡上市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ279万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億1,933万8,000円とする。

以上です。

続きまして、小水力発電事業特別会計をお願いいたします。

１ページをお願いします。

令和５年度郡上市の小水力発電事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,636万8,000円とする。

以上です。

次に、工業団地事業特別会計補正予算書をお願いします。

１ページをおめくりください。

令和５年度郡上市の工業団地事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,890万円とする。

第２条、地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第２表 繰越明許費による。

第３条、地方債の変更は、第３表 地方債補正による。

３ページをお願いします。

第２表 繰越明許費は、工業団地造成事業について、地権者同意に時間を要しているために5,890万円を繰り越します。

４ページをお願いします。

第3表の地方債補正は、変更です。

事業費の確定見込みによりまして、限度額を5,880万円に180万円の減額です。

次に、病院事業会計の補正予算書をお願いいたします。

めくって1ページ目です。

第1条、令和5年度郡上市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

2ページの頭に飛んでいただきまして、第3条です。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入第1款の郡上市市民病院事業収益を、右に行きまして108万円減額し、33億9,996万2,000円とします。

項の内訳は記載のとおりです。33億9,996万2,000円、108万円減額。——すみません。失礼しました。一桁間違えました。減額は10万8,000円でございます。

次の支出の第1款に行きまして、郡上市市民病院事業費を——右に参ります。こちら10万8,000円の減額です。同じく補正後は33億9,996万2,000円とします。

第4条に参りまして、令和5年度郡上市病院事業会計予算第4条本文括弧書中「3億725万5,000円」を「2億5,228万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款郡上市市民病院事業資本的収入を5,497万2,000円増額し、補正後の額を2億9,744万1,000円とします。

それぞれ項の内訳は記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第30から議案第37号までの8議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第37号までの8議案は、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑につきましては予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第30号から議案第37号までの8議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、2月22日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に付託しました議案第30号から議案第37号までの8議案は、2月22日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決

定いたしました。

◎議案第38号から議案第50号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程41、議案第38号 令和6年度郡上市一般会計予算についてから日程53、議案第50号 令和6年度郡上市病院事業会計予算についてまでの13議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、令和6年度の当初予算を提案いたします。

議案第38号 令和6年度郡上市一般会計予算について、議案第39号 令和6年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第40号 令和6年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第41号 令和6年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第42号 令和6年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第43号 令和6年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第44号 令和6年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第45号 令和6年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第46号 令和6年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第47号 令和6年度郡上市財産区特別会計予算について、議案第48号 令和6年度郡上市水道事業会計予算について、議案第49号 令和6年度郡上市下水道事業会計予算について、議案第50号 令和6年度郡上市病院事業会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

当初予算の総括表を御覧ください。

各会計の予算額を読み上げ、提案をさせていただきます。

一番上から、一般会計は269億9,100万円、特別会計の国民健康保険特別会計45億9,537万6,000円、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定は3億5,856万7,000円、介護保険特別会計45億7,700万9,000円、介護サービス事業特別会計7億7,695万2,000円、駐車場事業特別会計372万2,000円、青少年育英奨学資金貸付特別会計2,545万7,000円、鉄道経営対策事業基金特別会計35万1,000円、後期高齢者医療特別会計7億5,305万3,000円、小水力発電事業特別会計5,645万円、工業団地事業特別会計は骨格予算のため、事業費ゼロのために計上してございませんので提案もございません。

財産区特別会計は1億3,426万8,000円で、一般会計と特別会計の合計は382億7,220万5,000円です。

下の企業会計へ参りまして、水道事業会計の収益的収支は13億1,005万9,000円、資本的収支9億6,113万1,000円、水道事業会計の収益的収支22億5,766万2,000円、資本的収支16億4,888万4,000円、病院事業会計収益的収支が48億2,009万7,000円、資本的収支が5億7,693万2,000円、全会計の総合

計が498億4,697万円でございます。

会計ごとの増減額、率につきましては総括表に記載のとおりですので、お目通しください。

審議に際しましては、予算書に加えまして、事業概要説明一覧表などの資料を配付しておりますので併せてお目通しいただきまして、議会日程に従い、各部から事業内容等について説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（田代はつ江） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第38号から議案第50号までの13議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第50号までの13議案は、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑につきましては予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第38号から議案第50号までの13議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、3月13日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第38号から議案第50号までの13議案は、3月13日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第51号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程54、議案第51号 郡上市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第51号をお願いいたします。

郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、郡上市過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

過疎対策につきましては郡上市過疎地域持続的発展計画を策定いたしまして、市内全域を対象と

して各種事業を進めているところでございます。

この計画について、事業の追加・中止を行おうとする場合や、目標・達成状況の評価に関する事項を変更しようとする場合など、計画全体に及ぼす影響が大きい変更については、議会の議決を得た上で、変更後の計画を主務大臣宛てに提出しなければならないとされております。

今般、事業計画の見直し等によって議決が必要な変更が生じたので、議案として提出させていただくものでございます。

参考資料を用意しておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

おめくりをいただきまして、1 ページでございますが、章ごとに主な変更内容を示した総括表となりますので、こちらは御覧おきをいただければと思います。

2 ページ以降が新旧対照表となりますが、表中左側が変更後、右側が変更前であり、下線——アンダーラインを引いております箇所が変更点となります。

今回の変更は、主に過疎ソフト事業の積極的な活用を図るため、事業計画を変更しようとするものでございます。

2 ページにつきましては、第3章、産業の振興のうち、農業・水産業に関する計画の変更となりますが、文言の修正や追加を行っております。

おめくりいただきまして、3 ページでございます。

第3章、産業の振興のうち、観光に関する計画となりますが、現状と問題点に関する記述に関し、郡上市観光連盟の組織強化や外国人個人旅行客、マイクロツーリズムへの対応などの記述を追加するものでございます。

また、4 ページでは、表左側の中ほどに、(10) 過疎地域持続的発展特別事業、いわゆる過疎ソフト事業でございますが、こちらに、学校給食地産地消推進事業、そして少し下がっていただきまして、一番下ですが、商工会活動事業、おめくりをいただきまして、5 ページの上からになります。観光協会活動事業、そしてその下、「観光立市郡上」推進事業を追加しようとするものでございます。

6 ページでございますが、こちらは第5章、交通施設の整備、交通手段の確保に関する事業計画となります。

(2) の、農道に係る計画に、南部広域農道（旭大橋）橋梁補修を加えるものでございます。

おめくりいただきまして、7 ページをお願いいたします。

第9章、教育の振興に関する変更となります。

事業計画表の中で、(4) 過疎地域持続的発展特別事業といたしまして、生涯学習・スポーツの項を追加しまして、合わせてスポーツツーリズム推進事業を加えるものでございます。

8 ページでございます。

こちらは、第13章、その他地域の持続的発展に関し必要な事項に関する変更となります。

こちらは、議案第10号 郡上市基金条例の一部を改正する条例において説明をさせていただきまして、安定した財源の確保を目的として、新たに過疎地域活性化基金を造成し活用していこうとするもので、本文及び事業計画表に同基金の造成を加えるものでございます。

9ページ以降につきましては、第14章、過疎地域持続的発展特別事業、過疎ソフト事業として、過疎ソフト事業に係る計画を再掲している表となります。

これまでに申し上げました過疎ソフト事業の追加などにつきまして、この表でも同様の修正を行っておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、12ページから15ページになりますが、参考といたしまして、事業ごとの概算事業費の集計を載せております。

15ページの一番下のほうを御覧いただきたいと思います。総合計として記載をさせていただきました。この5年間の合計で322億2,661万2,000円となり、変更前と比べまして11億3,391万5,000円の増。うち、過疎ソフト事業は、合計で44億7,345万9,000円となり、変更前と比べて11億2,009万3,000円の増を予定しているところでございます。

なお、変更案につきましては、県との協議を経て、本会議に上程をさせていただいておりますので申し添えます。

以上、説明とさせていただきます。本議案につきまして、御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第51号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第51号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

◎議案第52号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程55、議案第52号 辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。
説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第52号をお願いいたします。

辺地総合整備計画の変更について、辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

辺地総合整備計画につきましては、各種施設、事業主体ごとに辺地対策事業債の予定額の範囲を超えるような場合、あるいは新たに施設を加えるような場合には、議会の議決を得た上で総務大臣に提出しなければならないとされております。

郡上市には、全部で6つの辺地がございますが、今回4つの辺地において変更が生じておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、現行の計画につきましては、令和2年度から6年度までの5年間の計画となっております。これまで可能な限りの事業を盛り込み、計画書としてきたところでございますが、最終年度を迎えるに当たりまして、着手の見込みのない事業につきましては、今回の変更において、計画から外すこととしております。

したがいまして、いずれの辺地も大きく減額をしておりますので、あらかじめ御承知おきをいただきたいと思いますし、また、令和6年度には、新たな辺地計画のほうの策定を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案書の後に添付しております参考資料にて説明をさせていただきます。

参考資料1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、郡上中部辺地に係る整備計画の新旧対照表になります。

左側が変更前、右側の欄が変更後で、上のほうには、計画書本文における変更点を、またその下の整備計画の表には、左から施設名があり、事業費、財源内訳、辺地対策事業債の予定額、そして備考欄には、辺地債の増減を記載しております。

初めに、本文中の変更ではございますが、2の公共的施設の整備を必要とする事情の記述に、（9）、安全な交通を確保するために除雪機械を更新することを加えております。

整備計画の変更の主なものとしましては、道路や林道、農道では未着手の事業を外したことのほ

か、事業箇所の追加、事業費の見直しなどにより変更を行うものでございます。消防施設の未着手の事業を除外いたしております。

計画書本文に追加をいたしました除雪機械につきましては、その事業費を3,669万円とし、辺地債の予定額を1,220万円見込みました。よって、事業費の合計は14億9,484万8,000円となり、辺地債の予定額は3億4,150万円の減額となりました。

次の2ページから4ページには、増減のあった事業の明細を記載しておりますので、御覧おきをいただければというふうに思います。

続きまして、5ページをお願いいたします。

郡上北部辺地でございます。

こちらにも計画書本文に2点の変更がございます。

1点目は、(12)といたしまして、高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設として、デイサービスセンターの空調、給湯設備の老朽化に伴う更新を。

2点目は、(13)児童館としまして、近年の猛暑等に対応するため、空調機器の整備を追加いたしております。

整備計画の変更の主なものを申し上げますと、こちらにも道路や林道、農道では未着手の事業を外したことや事業計画等、見直しなどにより変更を行うものでございますし、診療施設では、内視鏡システムの更新を新たに加えること。用水路においても、事業箇所の追加をしたことによる変更となります。

また、本文に追加をいたしました高齢者福祉施設は、事業費を5,244万1,000円として、辺地債の予定額を4,970万円。

児童館は事業費を309万1,000円とし、辺地債の予定額を100万円見込みました。

以上の結果、事業費の合計は20億1,169万9,000円となり、辺地債の予定額は7,850万円の減額となりました。

次の6ページから8ページには、増減のあった事業の明細を記載しております。

9ページを御覧いただきたいと思います。

郡上西部辺地でございます。

こちらは、本文中の変更はございません。整備計画の変更は、いずれの施設も事業費の見直しや未着手の事業を外したことなどによるものでございます。

表の一番下、事業費の合計でございますが1億7,493万2,000円となり、辺地債の予定額は9,570万円の減額となります。

10ページにはそれぞれの施設の明細を記載しております。

最後に11ページになります。

郡上南部辺地でございます。

こちらも本文中の変更はございません。整備計画の変更について、林道については、事業費の見直しに伴い増額となりますし、その他の施設では、事業費の見直しや未着手の事業を外したことなどにより減額となるものでございます。

よって、事業費の合計は4億8,322万円となり、辺地債の予定額は5億970万円の減額となります。

次の12ページ、13ページには、ただいま説明を申し上げました施設の明細を記載しておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、14ページ、15ページには、辺地対策事業に係る箇所図を添付しておりますので、参考に御覧をいただければというふうに思います。

ただいま説明を申し上げました点を整理させていただいたものが議案書にあります計画書となりますので、よろしくお願いをいたします。

説明は以上となります。本議案について、御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第52号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第52号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第53号について（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程56、議案第53号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）を議題といたします。

説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、議案第53号について御説明をさせていただきます。

議案第53号 財産の取得及び処分の変更について（家畜保護施設）、令和5年9月29日議案第100号にて議決を得た財産の取得及び処分について、次のとおり変更したいので、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

1、変更の理由であります。設計費の精査、事務経費及び建設利息の確定による減額であります。

2、財産の取得及び処分の変更金額、減額が881万8,540円、変更前が6,305万6,500円、変更後5,423万7,960円であります。

3の取得及び処分する財産の種類から8番の処分契約の相手方までにつきましては、前回令和5年9月29日に提出して議決をいただきました議案第100号と変更がございませんので、説明については省略をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎議案第54号及び議案第55号について（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程57、議案第54号 財産の無償譲渡について（高鷲畜産基地）及び日程第58、議案第55号 財産の無償譲渡について（郡上市営水沢上牧場）の2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、議案第54号と議案第55号について説明をさせていただきます。

まず、議案第54号 財産の無償譲渡について（高鷲畜産基地）、次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産（建物）でございますが、種別、所在地、床面積、構造がそれぞれ出ております。管理棟、高鷲町鷲見520番地1、床面積52.99平米、木造平屋建て、以下記載のとおりでございます。

2、譲渡の相手方、住所、郡上市高鷲町鮎立4123番地、松本三男。

3、譲渡の理由であります、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、高鷲畜産基地を和牛繁殖経営者に無償譲渡するためでございます。

それで、資料のほうでございますが、資料の1でございます。内容につきましては、内容ほぼ同じなんですけども、一番下に処分の期限ということで載っております。処分の期限につきましては、令和6年3月31日ということでございます。

次に、資料の3のほうを御覧いただきたいと思います。

航空図面が載っていると思います。場所につきましては、ホワイトピアスキー場に行く途中にあります施設ということになります。この図面で言いますと、上側がやまびこロード側ということになりまして、道路が載っておりますけども、上がってきますと、ホワイトピアスキー場に至るわけですが、その途中にある施設というものでございます。

議案第54号については、以上でございます。

続きまして、議案第55号であります。

財産の無償譲渡について（郡上市営水沢上牧場）、次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

1、譲渡する財産（建物）、管理棟、明宝奥住水沢上3447番地19、58.22平米、木造平屋建ての建物、以下、記載のとおり建物でございます。

2、譲渡の相手方、郡上市明宝気良1467番地、郡上せせらぎ牧場合同会社、代表社員 山田義正であります。

3、譲渡の理由、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、郡上市営水沢上牧場を和牛繁殖・肥育一貫経営者に無償譲渡するためでございます。

資料の1につきましては、先ほど同様に処分期限のほうが一番下を書いてございます。令和6年3月31日ということでございます。

資料の3のほうに航空図面のほうが付けてございますけども、こちらの場所につきましては、めいほうスキー場の一番下といたしますか、一番下の駐車場の前というところでございます。7棟の建物についての譲渡ということでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎議案第56号について（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程59、議案第56号 債権の放棄についてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第56号 債権の放棄について、次のとおり債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号及び郡上市債権管理条例第14条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

1 番目、放棄する債権は土地建物貸付収入債権です。

2 番、債権の額282万3,990円。

債務者は記載のとおりです。

放棄する理由は、債務者の解散登記及び所在不明により、回収が不可能となった債権を放棄させていただくものであります。

資料を御覧ください。

本件は、令和3年1月から施行しました郡上市債権管理条例に基づきまして、債務者の解散等により徴収ができなくなった1件100万円を超える債権の放棄についてお諮りする議案であります。

説明した部分は飛ばしまして、（４）の債権の内訳、平成23年度が50万7,990円、平成24年度から26年度までの3年間で77万2,000円、こちらが年の契約額です。

貸付物件は、和良町沢地内の上沢作業所で、敷地面積等は記載のとおりです。

契約期間は、平成18年12月20日から平成27年3月31日まででございます。

2 番目の経緯につきまして、◎のポイントを説明いたします。

平成18年12月に債務者から、和良町の和良保育園の北東にございます作業所で健康食品の発酵及び製品加工作業等の事業を行いたい旨の申し出がございました。

以後、10年間の賃貸借契約を締結したところです。

同作業所は、旧和良村が過疎対策として縫製加工の作業所を建設したものでございまして、貸付け当時は市での利用はございませんでした。このため、事業者も継続して営業を行っていただけると見込みを持ちまして、これを許可したものであります。

以後、平成20年頃から納付が滞り始めまして、郵送や電話での催告を行いましたが、平成25年12月以後は納付が途絶えたという状況でありました。

以降も催告を行いつつ地道な交渉を続けまして、平成26年9月2日に代表者と面談した折には、9月末で解散する意向を示されたところであります。

ページはまた飛びますけれども、平成28年から29年に、存置された備品関係の売払いで一部の債務をお支払いいただきましたけれども、以後は連絡がつかない状況に至りました。

令和3年に職権による休眠会社とみなした登記を確認いたしまして、令和4年2月に会社住所に

も赴きましたが、事務所確認には至りませんでした。

令和4年8月31日に債権管理条例第12条第1号の規定に基づきまして、一旦は徴収停止を決定したところです。

資料下に行きまして、令和5年11月に改めて登記簿を確認するも、変化はございませんでした。登記住所に催告書を送付しましたが、所在不明で返送された状況であります。

以上の経過を経まして、3にごございます対応のとおり、徴収停止以後1年以上を経過しても、なお徴収困難を判断し、条例の規定に基づき今般債権を放棄したいとするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎報告第1号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程60、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第1号 専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月20日提出、郡上市長 日置敏明。

専決第8号でございます。専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）、和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和6年1月22日です。

1 番目の損害賠償による和解の内容。令和5年6月4日午前7時45分頃、郡上市八幡町小野地内において、市のマイクロバスが市道交差点を右折したところ、内輪差によりマイクロバス右後方の側面が民家のブロック塀に接触し、ブロック塀を損傷させた。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%です。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりです。

3、損害賠償の額は2万7,500円です。

次に参ります。

専決第9号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）、和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日は令和6年1月26日。

損害賠償による和解の内容、令和5年3月29日午後3時30分頃、郡上市八幡町旭地内の国道256号堀越峠を走行中、カーブに差しかかり、ハンドルを切ったが曲がりきれず、路側の道路標識に衝突し、道路標識を損傷させた。

市は示談により下記金額で損害を賠償する。市の過失割合は100%であります。

損害賠償の相手方は記載のとおりです。

損害賠償の額は39万6,000円でございます。

誠に申し訳ございませんでした。

○議長（田代はつ江） 以上で報告が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

◎議報告第1号から議報告第3号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程61、議報告第1号 諸般の報告について（議員派遣の報告）から日程63、議報告第3号 諸般の報告について（定期監査の結果）までの3件を一括議題とします。

議員派遣の報告、例月出納検査の結果、定期監査の結果の報告が、議員及び監査委員から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき報告に代えます。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。大変に御苦労さまでございました。

（午後 3時20分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田 代 はつ江

郡上市議会議員 田 中 義 久

郡上市議会議員 蓑 島 もとみ

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員